

平成28年度 包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

日暮里サニーホール及び荒川区ムーブ町屋の管理運営について

平成29年3月

荒川区包括外部監査人

(本報告書における記載内容などの注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を四捨五入して表示している場合などには、その旨の記載を行っている。

公表されている資料などを使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値などの出典

報告書の数値などは、原則として荒川区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値などのうち、荒川区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値などを用いたもの、あるいは他の地方公共団体の数値などを表示したものについては、その出典を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

包括外部監査結果報告書

目次

第一 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 選定理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	2
5. 外部監査の方法.....	2
6. 外部監査の実施期間	3
7. 包括外部監査人.....	3
8. 包括外部監査人補助者.....	4
9. 利害関係.....	4
第二 サニーホール及びムーブ町屋の概要.....	5
1. 荒川区の施策におけるサニーホール及びムーブ町屋の位置付け	5
2. サニーホール及びムーブ町屋の概要	7
3. サニーホール及びムーブ町屋の管理運営体制	18
4. サニーホール及びムーブ町屋の利用者状況	21
5. サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に係る歳入・歳出	30
第三 監査の結果及び意見	39
I. 全般的評価.....	39
II. 荒川区の芸術文化施策におけるACCとの協力関係の明確化等について.....	40
1. ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築等について	40
2. 所管部署の一元化について.....	46
III. 指定管理者のモニタリング・収支報告等について.....	47
1. 指定管理業務に対する実績評価方法について.....	47
2. 本社経費の取扱いについて.....	51
3. 指定管理者からの収益還元方法について.....	56
4. (補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて	59
5. 発生主義に基づくコスト計算について	61

IV. 施設利用及び利用料収入関連について	69
1. 施設の申込手続等の概要及び利用料金納付に係る特例について	69
2. 特定の文化団体への取扱いについて.....	72
3. 前受金の管理について	74
4. 消費税率(地方消費税率を含む。)の引上げに伴う利用料金への転嫁について.....	76
5. 区民等以外の利用料金の見直しについて.....	78
6. ACCの主催事業に係るチケットの販売代行について.....	80
7. 運用ルールの明文化について	82
8. 「直接取引」の取扱いについて.....	84
9. 新予約システムの安定稼働について	86
10. 荒川区及びACCの利用に係る機会損失等について	87
V. 支出及び施設管理関連等について.....	91
1. 人件費関連について.....	91
2. 保守点検作業報告書に係る取扱方針の明確化について.....	97
3. 修繕費及び資産管理関連について.....	99
4. 区分所有施設に係る長期的な大規模改修方針の策定について.....	108

第一 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に基づく荒川区との包括外部監査契約による監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「日暮里サニーホール及び荒川区ムーブ町屋の管理運営について」

3. 選定理由

日暮里サニーホール（以下「サニーホール」という。）は平成元年、荒川区ムーブ町屋（以下「ムーブ町屋という。」）は平成8年に開設された文化施設である。サニーホールは、収容人員500人のホール、コンサートサロン及び会議室を備え、平成27年度におけるホールの利用者数は7万人を超えている。また、ムーブ町屋は、収容人員296人の多目的ホール、スタジオ、企画展示コーナー（ギャラリー）及び会議室を備え、平成27年度における多目的ホールの利用者数は5万6千人を超えている。両館ともに、開館以来、研修会や生涯学習活動等のため、区内の数多くの団体等に利用されるとともに、各種の芸術文化団体等による公演や発表の場として活用されてきた施設であり、区民に親しまれ利用されてきた施設と言える。このような施設が、設置目的の通りに十分に利用され、適切なコストで管理運営されているかどうか検討することは意義あるものとする。

一方、施設の管理運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、平成24年度からは、サニーホールについては「日暮里サニーホールさくらグループ」が、ムーブ町屋については「ムーブ町屋さくらグループ」が管理者に指定されている。施設名は異なるものの、いずれも共同事業体である「さくらグループ」が管理を行っている。共同事業体は、指定管理業務に限らず、広く事業実施の手法として採用されているが、複数の企業が参画する事業体であることから、単独の企業が指定管理者となる場合と比べて、統一的に効果的な事業が実施されているのか、正確な事業報告及び会計報告がなされているのか等、指定する側の荒川区が把握/確認すべき特有な事項が存在する。このため、指定管理者が効果的に事業を実施しているかどうか、また、正確な事業報告及び収支報告に基づき、荒川区が適切なモニタリングを実施しているかどうか検討することは意義あるものとする。

加えて、両館ともに竣工から20年以上が経過しており、設備と機能の両面から老朽化が進行しているものと思われ、「平成26年度指定管理者実績評価結果表」においても、「施設の老朽化」が改善すべき点等として挙げられているところである。施設の老

朽化は、利用者の安全性を脅かしたり利便性を阻害するとともに、稼働率の低下による収益の減少や修繕費の増加による運営コストの増大を招くおそれが高いものと考えられることから、その対応状況を検討することは意義あるものとする。

以上の理由から、平成28年度の包括外部監査のテーマとして、「日暮里サニーホール及びムーブ町屋の管理運営について」を選定した。

4. 監査の対象期間

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）を監査の対象期間としたが、必要に応じて他の事業年度も対象とした。

5. 外部監査の方法

(1) 目標

- ① 区の芸術文化施策におけるサニーホール及びムーブ町屋の位置付けの検証
(サニーホール及びムーブ町屋の位置付けは明確になっているか。)
- ② サニーホール及びムーブ町屋の利用実態の把握及び有効性の検証
(設置目的に沿った利用が十分になされているか。)
- ③ サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に係る効率性の検証
(発生主義ベースでのコスト試算などによる効率性の検証。)
- ④ 区による指定管理者のモニタリングに係る適正性の検証
(区は、施策に合致するよう適切に指定管理者をモニタリングしているか。)
- ⑤ 指定管理者による管理運営に対する適正性、経済性及び効率性の検証
(指定管理者による管理運営は、法令等に則った上で、効果的かつ効率的に実施されているか。)
- ⑥ 各種設備に係る維持管理手続きの適正性、妥当性の検証
- ⑦ 光熱水費（負担金を含む。）の管理手法に係る妥当性の検証
- ⑧ 各種設備の修繕状況及び今後の老朽化対策に係る妥当性の検証

- ⑨ 施設利用時における利用受付手続並びに料金徴収事務などの適正性、妥当性
- ⑩ サニーホール及びムーブ町屋に係る今後の課題についての検討

(2) 主な監査手続

以下の手続を中心に、必要と考える手続を実施した。

① 監査対象施設に対する現地視察

サニーホール及びムーブ町屋の現況を把握するため、各種設備を視察するとともに、担当者への質問聴取を実施した。

[サニーホール]

・平成28年10月5日

[ムーブ町屋]

平成28年10月18日

② 往査の実施

荒川区関連部署の職員もしくは指定管理者従業員に対して、関係諸資料の閲覧及び分析、質問聴取などを実施した。また、区が指定管理者に対して無償で貸与している備品について、現物管理の状況を把握するため、現物調査を実施した。

[荒川区役所]

・平成28年9月14日、15日、29日、12月15日

[サニーホール]

・平成28年10月5日、7日、11日、19日、25日、26日、27日、
11月10日、24日、29日

[ムーブ町屋]

・平成28年10月18日、28日、31日、
11月4日、7日、22日、28日

6. 外部監査の実施期間

平成28年9月14日から平成29年3月31日まで

7. 包括外部監査人

公認会計士 木下 哲

8. 包括外部監査人補助者

公認会計士 6名

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第二 サニーホール及びムーブ町屋の概要

1. 荒川区の施策におけるサニーホール及びムーブ町屋の位置付け

(1) 荒川区基本計画における位置付け

荒川区基本計画（以下「基本計画」という。）は、荒川区基本構想に示されたおおむね20年後の荒川区の将来像である「幸福実感都市 あらかわ」を実現するための戦略書と位置付けられている。基本計画の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間であり、分野ごとに4年後及び10年後に区が達成すべき具体的な指標を掲げ、その目標達成のために推進していく施策の体系と方向性を明らかにし、今後の区政運営の基本的な指針となるものとされている。

基本計画では、荒川区の将来像の実現に向け、特に先導的な役割を果たす代表的なプロジェクトを6つの都市像（生涯健康都市、子育て教育都市、産業革新都市、環境先進都市、文化創造都市、安全安心都市）ごとに示している。このうちの文化創造都市を実現するための政策「1. 伝統文化の継承と都市間交流の推進」を構成する3つの重点的に取り組む施策の一つとして、「芸術・文化の振興」が掲げられている。

「芸術・文化の振興」は、「区民が優れた芸術・文化に触れる機会を拡充するとともに、区民の自主的な文化活動を促進することにより、芸術・文化のまちづくりを推進」するものであり、施策の方向性として、「芸術・文化の振興を積極的に推進するため、区の芸術・文化振興施策の基本的な方針、施策の方向性などを示す『荒川区芸術・文化振興プラン』を策定」とともに、「区民が芸術・文化に親しむことのできる環境づくりを、区内の文化施設を拠点に推進」する旨が示されている。サニーホール及びムーブ町屋は、荒川区民会館（サンパール荒川）とともに、文化施設とされており、区民が芸術・文化に親しむことのできる環境づくりの拠点となるべき施設である。

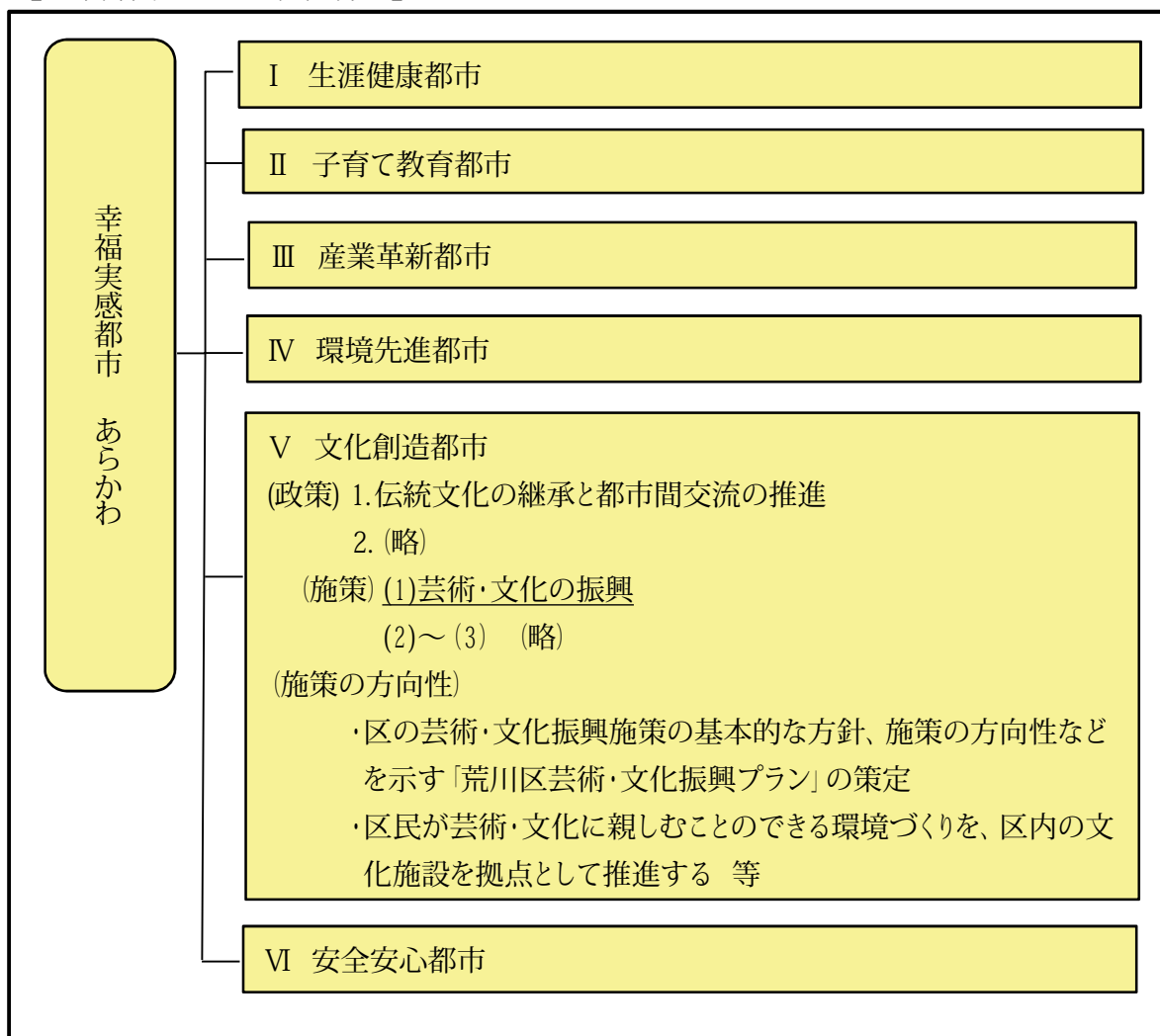
また、施策の成果とする指標として、「文化施設の利用実績（各ホールの稼働率）」が掲げられており、平成28年度における多目的ホールの稼働率について、サニーホールが70%、ムーブ町屋が75%とすることが目標とされている。

【文化施設の利用実績】

施設名	平成18年度	平成22年度	目標値 (平成28年度)
サニーホール	64%	67%	70%
ムーブ町屋	69%	72%	75%
(参考) 荒川区民会館ホール	52%	53%	54%

(荒川区基本計画より、監査人が作成。)

【基本計画における位置付け】



(荒川区基本計画より、監査人が作成。)

(2) 荒川区芸術文化振興プランにおける位置付け

現行の荒川区芸術文化振興プラン（以下「芸術文化振興プラン」という。）は、区における一層の芸術文化振興を図るため、社会環境の変化や国等の動向、区の現状を踏まえるとともに、区民生活における芸術文化の役割、目指すべき方向性を再確認し、今後、区が取り組むべき施策の方向性を示すものとされている。現行の芸術文化振興プランは平成26年6月に改定されたものであり、計画期間は平成26年度から平成30年度までの5ヶ年である。芸術文化振興プランにおいては、5つの基本目標が設定されており、基本目標1「区民の芸術文化活動を活性化する」の施策目標③「区民の多様な活動への支援」において、「文化関連施設等の整備・充実」が主な取組として掲げられている。その中で、「区民の自主的な芸術文化活動の場として、区民会館（サンパール荒川）、

日暮里サニーホール、ムーブ町屋、ふれあい館・ひろば館等の施設を提供」するものとされており、基本計画と同様の内容が示されている。

2. サニーホール及びムーブ町屋の概要

(1) サニーホール及びムーブ町屋の設置目的及び事業

サニーホール及びムーブ町屋は公の施設であり、サニーホールは日暮里サニーホール条例（以下「サニーホール条例」という。）及び日暮里サニーホール条例施行規則（以下「サニーホール条例施行規則」という。）、ムーブ町屋は荒川区ムーブ町屋条例（以下「ムーブ町屋条例」という。）並びに荒川区ムーブ町屋条例施行規則（以下「ムーブ町屋条例施行規則」という。）に基づき設置されている。

設置目的として、サニーホール条例第1条及びムーブ町屋条例第1条において、「区民文化の向上と地域のコミュニティ活動の促進を図る」ことが掲げられており、両条例の第2条にて、目的を達成するために、次の事業を行うものとされている。

また、指定管理者制度が導入されており、施設の管理運営は指定管理者が行っている。

[サニーホール及びムーブ町屋の実施する事業]

- ① 文化活動の実施に関する事業
- ② 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する事業
- ③ サニーホール（ムーブ町屋）の施設の利用に関する事業
- ④ その他区長が必要と認める事業

(2) サニーホール及びムーブ町屋の設置施設

① サニーホール

サニーホールは平成元年に運営を開始した施設であり、JR及び京成日暮里駅南口にほど近いラングウッドビルの4階及び5階に設置されている。ラングウッドビルは、サニーホールの他にホテル及び社交ダンス練習場が入る地上13階地下3階の建物であり、サニーホール（4階及び5階）及びスポーツ施設部分（地下1階及び2階）を荒川区が、それ以外のホテル部分を三菱UFJ信託銀行株式会社が、それぞれ借地権付区分所有建物として所有している。また、スポーツ施設部分については、荒川区がダンスホール運営事業者と定期建物賃貸借契約に基づき貸し付けている。

サニーホール条例においては、①ホール、②コンサートサロン、③会議室を設けることが定められており、これに基づき、ホール（最大定員500人）及びコンサートサロ

ン（定員100名）を設置するとともに、楽屋4室及び特別楽屋1室、会議室3室を設置している。

【サニーホールに設置されている主な施設】

区分	施設名	内容
4 F	①ホール	面積：404㎡ （幅16.5m×奥行き24.3m×高さ7メートル） 定員：基本舞台時客席 = 最大定員400人 フラット時利用 = 最大定員500人 楽屋：3室（無料） 特別楽屋：1室（有料、コンサートサロンと共用）
5 F	②コンサートサロン	面積：113㎡ （幅8m×奥行き14.3m×高さ6メートル） 定員：100人 楽屋：1室（無料）
	③会議室	第一会議室：24席（定員30人） 第二会議室：12席（定員15人） 第三会議室：12席（定員15人） ※第二・第三会議室は連結利用が可能。
延床面積：2,311.28㎡		

② ムーブ町屋

ムーブ町屋は平成8年に運営を開始した施設であり、東京メトロ町屋駅と直結するセンターまちやの3階及び4階に設置されている。センターまちやは、町屋駅前中央地区第一種市街地再開発事業により建設された地上13階地下3階の建物であり、ムーブ町屋の他に荒川区就労支援課（事務室、JOBコーナー町屋、若者就労相談コーナー、子育て女性のおしごと相談デスク）、住宅、店舗、事務所及び駐輪場が入っている。このうち、ムーブ町屋及び就労支援課（3階及び4階）及び駐輪場（地下2階及び3階）の入る区分を、荒川区が区分所有建物として所有している。

ムーブ町屋条例においては、①多目的ホール、②スタジオ、③企画展示コーナー、④その他文化活動及び地域コミュニティ活動の実施に必要な施設を設けることが定められており、これに基づき、多目的ホール（最大定員296人）及びスタジオ（定員10名）を設置するとともに、ギャラリー、楽屋2室及び特別楽屋1室、会議室2室を設置している。

【ムーブ町屋に設置されている主な施設】

区分	施設名	内容
3 F	①多目的ホール	面積：230㎡ 定員：基本舞台時客席 = 最大定員296人 (移動観覧席：200席、2階固定席：74席) 楽屋：2室(無料) 特別楽屋：1室(有料)
4 F	②スタジオ	面積：30㎡ 控室：9㎡ 定員：10人
	③ギャラリー	面積：145㎡ 天吊式展示板：2.5m四方×18枚 ※ギャラリーのみ利用の場合、通路として6枚常設
	④会議室	会議室A(ハイビジョンルーム) 定員：70人(机使用時：30人) スクリーン：縦2,070mm×横3,524mm 会議室B(多目的展示室) 定員：40人(机使用時：28人)
延床面積：2,797.17㎡		

(3) サニーホール及びムーブ町屋の休館日及び開館時間

サニーホール及びムーブ町屋の休館日は、サニーホール条例及びムーブ町屋条例上、12月29日から翌年の1月3日までと定められており、これ以外に、修繕工事等による必要がある場合には、臨時に休館日を設定している。また、開館時間は、両条例上、午前9時から午後10時までと定められている。

(4) サニーホール及びムーブ町屋の利用料金

サニーホール及びムーブ町屋の利用料金は施設ごとに定められているが、サニーホールにおいては、区民等(荒川区内に住所もしくは事務所及び事業所等を有する者、又は区内の事務所及び事業所等に勤務する者)と区民等以外との間において異なる利用料金を設定しているものの、ムーブ町屋においては、両者の間に差異は設けていない。また、利用料金は、サニーホール条例及びムーブ町屋条例に定める金額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めることとされているが、現在、サニーホール及びムー

ブ町屋条例上の上限額がそのまま適用されている。

① サニーホールの利用料金

ホール及びコンサートサロンの利用単位は、午前、午後、夜間及び全日に区分されており、土曜日、日曜日及び休日とそれ以外の日に分けて利用料金が設定されている。また、開館時間である午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合の利用料金の額は、夜間区分の利用料金の額の4分の1に相当する額を、1時間当たりの利用料金（1時間2万4,000円を限度とする。）とされるとともに、公演等でホールを利用する者が、当該公演等に係る準備、舞台練習等（開場時間までの準備及び閉場時間からの後片付けを含む。）を行う際の利用料金の額は、規定の利用料金の額の100分の50に相当する額とされている。なお、施設の利用者が、入場者より入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする（入場料又はこれに類するものの額が5,000円以下の場合を除く。）とともに、商品の展示又は展示即売をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額にその額の100分の200を限度として、サニーホール条例施行規則に定める額を加算した額とされている。

【ホール及びコンサートサロンの利用区分】

午前	午後	夜間	全日
午前9時～ 午後零時30分	午後1時30分～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時

【ホール及びコンサートサロンの利用料金】

区分		午前	午後	夜間	全日		
ホール	土曜日 以外の 平日	区民等	26,000 円	53,300 円	66,300 円	133,900 円	
		区民等 以外	28,000 円	57,500 円	71,600 円	144,600 円	
	土曜日、 日曜日 及び休 日	区民等	32,500 円	65,000 円	81,900 円	163,800 円	
		区民等 以外	35,100 円	70,200 円	88,400 円	176,900 円	
	コンサ ートサ ロン	土曜日 以外の 平日	区民等	5,200 円	11,700 円	14,300 円	29,900 円
			区民等 以外	5,600 円	12,600 円	15,400 円	32,200 円

	土曜日、 日曜日 及び休 日	区民等	6,500 円	14,300 円	18,200 円	37,700 円
		区民等 以外	7,000 円	15,400 円	19,600 円	40,700 円

会議室の利用単位は、より詳細に6つに区分されているが、土曜日、日曜日及び休日とそれ以外の日との間に差異は設けられていない。

また、ホール及びコンサートサロンと同様に、施設の利用者が、入場者より入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額にその額の100分の50に相当する額を加算した額とする（入場料又はこれに類するものの額が5,000円以下の場合を除く。）とともに、商品の展示又は展示即売をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額にその額の100分の200を限度として、サニーホール条例施行規則に定める額を加算した額とされている。ただし、施設の利用者が、入場者より入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金の額について、ホール及びコンサートサロンの場合は、その額が5,000円以下の場合には利用料金の加算はされないが、会議室の場合は、条例上、当該控除規定は定められていない。

【会議室の利用区分】

午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
午前9時～ 午前11時	午前11時 30分～ 午後1時3 0分	午後2時～ 午後4時	午後4時 30分～ 午後6時 30分	午後7時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時

【会議室の利用料金】

ア. 第一会議室

区分	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
区民等	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	2,200 円	8,200 円
区民等 以外	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	2,400 円	8,800 円

イ. 第二会議室

区分	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
区民等	700 円	700 円	700 円	700 円	1,100 円	3,900 円
区民等 以外	750 円	750 円	750 円	750 円	1,200 円	4,200 円

ウ. 第三会議室

区分	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間	全日
区民等	800 円	800 円	800 円	800 円	1,100 円	4,300 円
区民等 以外	850 円	850 円	850 円	850 円	1,200 円	4,600 円

② ムーブ町屋の利用料金

サニーホールと異なり、多目的ホールを始めとする各施設の利用区分は同一であり、午前、午後、夜間及び全日の4区分である。ただし、多目的ホールについては、土曜日、日曜日及び休日とそれ以外の日に分けて利用料金が設定されているものの、ハイビジョンルーム、多目的展示室、スタジオ及び企画展示コーナー（ギャラリー）については、土曜日、日曜日及び休日とそれ以外の日との間に差異は設けられていない。加えて、区民等と区民等以外との間においても、利用料金に差異は設けられていない。

また、サニーホールと同様に、公演等で多目的ホールを利用する者が、当該公演等に係る準備、舞台練習等（開場時間までの準備及び閉場時間からの後片付けを含む。）を行う際の利用料金の額は、規定の利用料金の額の100分の50に相当する額とされるとともに、商品の展示又は展示即売をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額にその額の100分の200を限度として、ムーブ町屋条例施行規則に定める額を加算した額とされている。ただし、サニーホールと異なり、開館時間である午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合の利用料金は、条例上、設定されていない。

【施設の利用区分】

午前	午後	夜間	全日
午前9時～ 午後零時30分	午後1時30分～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時

【施設の利用料金】

区分		午前	午後	夜間	全日
多目的 ホール	土曜日以外 の平日	12,000 円	24,000 円	31,000 円	61,000 円
	土曜日、日曜 日及び休日	15,000 円	30,000 円	38,000 円	75,000 円
ハイビジョン ルーム	—	3,300 円	3,300 円	3,800 円	10,400 円
多目的展示室	—	3,000 円	3,000 円	3,400 円	9,400 円
スタジオ	—	2,200 円	2,200 円	2,500 円	6,900 円
企画展示 コーナー	—	2,100 円	4,100 円	5,200 円	10,300 円

③ 附帯設備の利用料金

ピアノや舞台設備、照明設備等といった付帯設備については、サニーホール条例及びムーブ町屋条例において、付帯設備1単位ごとの利用回数1回につき、1万6,000円を限度として指定管理者が区長の承認を得て定めるものとされている。現行の利用料金は、平成27年度に改定されたものであるが、当該改定にあたっては、①他区の文化施設では有料の付帯設備で、現在無料の設備、②他区の文化施設と比較して著しく低い料金設定の付帯設備、③サニーホールとムーブ町屋で料金設定の異なる付帯設備を対象とし、区内の他施設の状況、他区の文化施設の状況等を勘案し、利用料金の見直しがされている。なお、他区との関係では、近隣の北区及び台東区の文化施設と比較して、概ね7割程度を目安に設定されている。

【主な附帯設備利用料金】

ア. サニーホール

附帯設備名		単位	利用料金
ピアノA	フルコンサート (スタインウェイD271)	1台	16,000円
ピアノB	セミコンサート (ベーゼンドルファー200)	1台	8,000円
ピアノC	セミコンサート (ヤマハC5L)	1台	3,000円

舞台設備	紗幕	1枚	1,500円
	地がすりA	1枚	1,200円
	金びょうぶ	1匁	1,500円
	ミュージックフロア四方面取り品	1枚	1,800円
照明設備	ローアホリゾンライト	1式	1,000円
	アッパーホリゾンライト	1列	3,000円
	ピンスポットライトA	1台	3,200円
	エフェクトマシーン	1台	1,200円
	芯なしマシーン	1台	1,500円
	波マシーン	1台	1,500円
	スモークマシーン	1台	1,400円
	ストロボ	1式	1,000円
音響・映写設備	液晶コンピューター・ビデオプロジェクター	1台	1,500円
	拡声装置	1式	1,200円
その他	小楽屋	1室	2,000円

(注) 1単位あたり1,000円以上のものを記載。

イ. ムーブ町屋

附帯設備名		単位	利用料金
ピアノA	フルコンサート (スタインウェイD274)	1台	16,000円
ピアノB	セミコンサート (ヤマハC5)	1台	3,000円
舞台設備	音響反射板	1式	8,000円
	紗幕	1枚	1,500円
	地がすり	1枚	1,400円
	金びょうぶ	1匁	1,800円
	白びょうぶ(とりのこ)	1匁	1,800円
	所作台	1式	2,000円
照明設備	ローアホリゾンライト	1式	1,000円
	アッパーホリゾンライト	1列	3,000円
	ピンスポットライト	1台	4,000円
	マルチストロボ	1台	1,000円
	ミラーボール	1台	1,400円

	スモークマシーン	1台	1,400円
音響設備	ミニディスクプレーヤー	1台	1,100円
	音響セット	1式	1,000円
	音響セット（袖卓セット）	1式	1,000円
	拡声装置	1式	1,200円
映写設備	書画カメラ	1式	1,000円
	液晶コンピューター・ビデオプロジェクター	1式	1,500円
その他	小楽屋	1室	2,000円

（注）1単位あたり1,000円以上のものを記載。

④ 利用料金の減免制度

サニーホール条例及びムーブ町屋条例第15条及びサニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第13条において、以下に該当する場合には、所定の利用料金の100分の50に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を減額することができるとともに、荒川区が芸術文化事業を主催する時は、利用料金を免除することができる旨が定められている。

なお、利用料金の減額又は免除を受ける場合には、利用の申請の際に、利用料金減免申請書を指定管理者に提出する必要がある。

【利用料金を50%減額する場合】

- （1）区又は官公署が、自ら行政目的のために利用するとき
- （2）公共的団体が、自ら又は区若しくは官公署と共同で公益目的のため利用するとき
- （3）区長が特別の理由があると認めるとき

【利用料金を免除する場合】

荒川区が芸術文化事業を主催するとき

⑤ 利用料金の還付

サニーホール条例及びムーブ町屋条例第16条及びサニーホール及びムーブ町屋条例施行規則第14条において、一旦、指定管理者が受領した利用料金は、原則として還付しないが、以下の場合には、その全部又は一部を還付することができる旨定められている。利用料金と還付額との差額は、所謂「キャンセル料」に相当するものと言える。

なお、利用料金の還付を受ける場合には、利用料還付申請書を指定管理者に提出する必要がある。

ア. サニーホール

施設等	還付する場合	還付額
ホール及びコンサートサロン	利用者の責によらない理由により利用できないとき。	利用料金の額に相当する額
	利用者が利用日の1月前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の75に相当する額
	利用者が利用日の15日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の50に相当する額
会議室	利用者の責によらない理由により利用できないとき。	利用料金の額に相当する額
	利用者が利用日の10日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の75に相当する額
	利用者が利用日の5日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の50に相当する額
附帯設備	利用者が附帯設備を利用しなかったとき。	利用料金の額に相当する額

(注) なお、還付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ. ムーブ町屋

施設等	還付する場合	還付額
多目的ホール	利用者の責によらない理由により利用できないとき。	利用料金の額に相当する額
	利用者が利用日の1月前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の75に相当する額
	利用者が利用日の15日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の50に相当する額
ハイビジョンルーム 多目的展示室 スタジオ 企画展示コーナー (ギャラリー)	利用者の責によらない理由により利用できないとき。	利用料金の額に相当する額
	利用者が利用日の10日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の75に相当する額

	利用者が利用日の5日前までに利用を取り消したとき。	利用料金の額の100分の50に相当する額
附帯設備	利用者が附帯設備を利用しなかったとき。	利用料金の額に相当する額

(注) なお、還付額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3. サニーホール及びムーブ町屋の管理運営体制

(1) 荒川区の所管課

サニーホール及びムーブ町屋の所管課は区民生活部区民課であり、同課施設管理係にて、荒川区民会館、サニーホール、ムーブ町屋等に関する事務を所掌している。一方、芸術文化施策に関することは、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「ACC」という。）に関することと併せて、地域文化スポーツ部文化交流推進課文化振興係が所掌している。このように、文化施設の運営管理という主にハード面の管理は区民課が所掌し、文化施設を利用して行われる事業も含めた文化行政全般の事務は文化交流推進課が所掌する形態となっている。

なお、荒川区組織規則に定める区民課施設管理係及び文化交流推進課文化振興係の所掌事務は、以下のとおりである。

[区民課施設管理係の所掌事務]

○ 区民課施設管理係

1. 荒川区民会館に関すること。
2. 日暮里サニーホールに関すること。
3. ムーブ町屋に関すること。
4. 区民保養施設に関すること。
5. 区民葬儀に関すること。

[文化交流推進課文化振興係の所掌事務]

○ 文化振興係

1. 部の総合調整に関すること。
2. 部の予算、決算及び会計に関すること。
3. 文化行政の計画及び調整に関すること。
4. 文化事業の振興に関すること。
5. 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団に関すること。
6. 交流事業の調整に関すること。
7. 部内他の課、係に属しないこと。

(2) 指定管理者

① 指定管理者が行う業務

日常的なサニーホール及びムーブ町屋の管理運営業務については、開設当初より財団法人荒川区地域振興公社（公益法人制度改革に伴い、ACCに移行。以下、「公社」と

いう。)に管理運営を委託していたが、その後、平成18年度に指定管理者制度を導入し、現在に至っている。なお、サニーホール条例及びムーブ町屋条例第7条において、指定管理者は次の業務を行うものとされている。

[指定管理者が行う業務]

- ① サニーホール及びムーブ町屋の実施する事業(※)に関する業務
- ② 施設利用の承認もしくは不承認に関する業務
- ③ 利用料金の収受、減免及び還付に関する業務
- ④ 利用承認の取消し等に関する業務
- ⑤ 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- ⑥ その他、区長が必要と認める業務

※ サニーホール及びムーブ町屋の実施する事業

- 1) 文化活動の実施に関する事業
- 2) 文化活動及び地域コミュニティ活動に関する相談及び情報の提供に関する事業
- 3) サニーホール及びムーブ町屋の施設の利用に関する事業
- 4) その他区長が必要と認める事業

② 指定管理者の状況

サニーホール及びムーブ町屋においては、平成18年度における指定管理者制度導入に伴い、株式会社シービーシーメソッドを管理者として指定した。その後、平成24年度より、サニーホールは「日暮里サニーホールさくらグループ」に、ムーブ町屋は「ムーブ町屋さくらグループ」に指定管理者を変更し、現在に至っている。なお、サニーホールとムーブ町屋の指定管理者は個別に選定されているが、現指定管理者の「日暮里サニーホールさくらグループ」及び「ムーブ町屋さくらグループ」は、両者ともに、株式会社コングレ、株式会社共立及び株式会社スペースネットワークの3者を構成員とする共同事業体であり、代表企業は株式会社コングレとされている。このため、以下においては、「日暮里サニーホールさくらグループ」及び「ムーブ町屋さくらグループ」とともに、「さくらグループ」と称するものとする。

指定期間は3年間であり、平成24年度から平成26年度までの業務の実施結果を踏まえ、監査対象年度である平成27年度は、2期目の初年度に該当する。荒川区と指定管理者との間においては、指定期間を通した「日暮里サニーホールの管理運営に関する基本協定書」及び「荒川区ムーブ町屋の管理運営に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)を締結するとともに、毎年度、「日暮里サニーホールの管理運営に関する年度協定書」及び「荒川区ムーブ町屋の管理に関する年度協定書」(以下「年度協定書」という。)を締結している。

また、サニーホール及びムーブ町屋の利用者から徴収した利用料金は指定管理者の収入とし、サニーホール及びムーブ町屋を管理運営するための財源とする一方、利用料金収入だけでは施設全体での事業採算性を見込むことは困難であることから、荒川区が算定した指定管理料も併せて交付する「利用料金制と指定管理料との併用制」を採っており、平成27年度においては、サニーホールに41,682千円、ムーブ町屋に35,011千円が交付されている。加えて、荒川区、官公署及び公共的団体等（ACCを含む。）がサニーホール条例及びムーブ町屋条例第15条及びサニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第13条に定める減免制度を利用した場合には、荒川区は、当該相当額を指定管理者に補填するものとされており、平成27年度においては、サニーホールに9,223千円、ムーブ町屋に3,126千円の減免補填がなされている。

【さくらグループの構成】

共同事業体名称	構成員
さくらグループ (日暮里サニーホールさくらグループ) (ムーブ町屋さくらグループ)	株式会社コングレ
	株式会社共立
	株式会社スペースネットワーク

【サニーホール】

指定期間	指定管理料 (平成27年度)	減免補填 (平成27年度)
平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	41,682千円	9,223千円

【ムーブ町屋】

指定期間	指定管理料 (平成27年度)	減免補填 (平成27年度)
平成27年4月1日～ 平成30年3月31日	35,011千円	3,126千円

4. サニーホール及びムーブ町屋の利用者状況

(1) サニーホール

① 利用者数及び利用件数の状況

過去10年間における年間利用者数の推移は次表のとおりである。年間利用者数は開催される催事等の規模により増減するため、必ずしも、この増減が施設の利用率を示すものではないが、平成22年度及び平成25年度において利用者数を減少させたものの、御概ね堅調に推移しており、平成27年度においては施設全体で15万人を超える利用者を記録し、10年前の平成18年度と比べて2万人程度増加(+16.3%)している。なお、施設ごとの利用者数の構成では、最も収容力の大きいホールが全体の45%程度を占めている。また、特段、施設内容に変更が無いことから、構成比の推移に大きな変動はない。

【過去10年間における施設別利用者数の推移】

(単位:人)

年度	ホール	コンサートサロン	会議室 (全3室)	合計
H18	58,514	28,743	45,290	132,547
	(44.1%)	(21.6%)	(34.1%)	(100%)
H19	62,581	30,229	43,701	136,511
H20	63,833	32,155	44,490	140,478
H21	69,981	31,461	46,579	148,021
H22	60,466	29,023	46,597	136,086
H23	64,569	29,843	43,292	137,704
H24	68,120	31,285	46,833	146,238
H25	62,285	31,671	43,437	137,393
H26	68,975	32,521	45,977	147,473
H27	70,939	33,795	49,540	154,274
	(45.9%)	(21.9%)	(32.1%)	(100%)

(注) 平成18年度及び平成27年度の()内は、構成比を示す。

次に、過去10年間における年間利用回数の推移は次表のとおりである。年間利用回数は、年間利用者数よりも年度ごとの増減が激しいが、10年前の平成18年度と比べると、平成27年度においては、ホールで103回(+17.3%)、コンサートサロンで75回(+8.6%)、会議室で165回(+16.6%)増加しており、年間利用者数の変動と整合的な動きを見せている。

また、区民等と区民等以外とを分けた場合、ホール及び会議室においては、区民等が

概ね70%から80%程度を占めているが、コンサートサロンにおいては、60%前後にとどまっているのが特徴的である。

【過去10年間における施設別利用回数の推移】

(単位:回)

年度	ホール			コンサートサロン		
	区民等	区民等以外	合計	区民等	区民等以外	合計
H18	479	116	595	518	353	871
	(80.5%)	(19.5%)	(100%)	(59.4%)	(40.5%)	(100%)
H19	447	154	601	525	327	852
H20	398	162	560	491	364	855
H21	420	209	629	522	301	823
H22	417	182	599	471	303	774
H23	452	168	620	492	298	790
H24	464	177	641	524	356	880
H25	448	168	616	486	358	844
H26	512	197	709	506	405	911
H27	572	126	698	538	408	946
	(81.9%)	(18.0%)	(100%)	(56.8%)	(43.1%)	(100%)

(注)平成18年度及び平成27年度の()内は、施設における区内外の構成比を示す。

年度	会議室		
	区民等	区民等以外	合計
H18	3,033	995	4,028
	(75.3%)	(24.7%)	(100%)
H19	2,948	1,059	4,007
H20	3,134	855	3,989
H21	3,042	1,043	4,085
H22	3,140	941	4,081
H23	3,286	919	4,205
H24	2,821	1,172	3,993
H25	2,679	1,017	3,696
H26	2,875	1,352	4,227
H27	3,032	1,161	4,193
	(72.3%)	(27.6%)	(100%)

② 稼働率の状況

過去10年間における施設ごとの稼働率の推移は次表のとおりである。稼働率は、午前や午後といった利用区分を単位として、実際に利用された区分数を総区分数で除したものである。年度の増減はあるものの、ホール及びコンサートサロンについては、年間利用回数の増加に伴い稼働率は上昇している。結果、平成27年度においては、ホールで70%程度、コンサートサロンで90%を超える稼働率となっており、非常に高い水準にあるものと言える。基本計画に定める成果指標であるホールの稼働率は、平成28年度に70%とすることが目標とされているが、十分に達成可能な水準にある。

また、コンサートサロンの稼働率の高さは特筆すべきものであり、山手線沿線という立地の良さに加えて、アマチュアやセミプロの演奏家にとって、規模及び利用料金の手頃さが寄与しているものと推測される。

【過去10年間における稼働率の推移】

年度	ホール	コンサートサロン	会議室 (全3室)
H18	62.0%	87.6%	78.9%
H19	65.5%	86.0%	77.3%
H20	60.2%	88.4%	78.3%
H21	68.5%	84.8%	77.3%
H22	68.8%	83.7%	76.3%
H23	66.5%	82.2%	78.9%
H24	64.5%	86.7%	74.3%
H25	67.1%	89.0%	75.7%
H26	73.6%	89.5%	78.7%
H27	70.9%	90.8%	77.9%

(2) ムーブ町屋

① 利用者数及び利用件数の状況

過去10年間における年間利用者数の推移は次表のとおりである。主要な施設である多目的ホールの規模が、サニーホール（最大定員500人）と比べて小さい（ムーブ町屋：最大定員296人）ことから、利用者数もサニーホールと比べ少ないものとなっている。また、サニーホールの利用者数が増加傾向にあるのに対して、ムーブ町屋においては、10年前の平成18年度と比べて1万人弱が減少（△7.2%）している。施設別で見ると、ギャラリーを除く各施設で減少して状況にある。しかし、後述するように、

年間利用回数の推移を見ると、ギャラリーを除いて利用回数は減少しておらず、結果として、稼働率は上昇している。年間利用者数の増減は、開催される催事の規模の影響によるものと推測され、稼働率の観点からは、ギャラリーを除き、ムーブ町屋の利用度が下がったものではないと考える。なお、施設ごとの利用者数の構成では、最も収容力の大きい多目的ホールが全体の45%程度を占めている。また、特段、施設内容に変更が無いことから、構成比の推移に大きな変動はない。

【過去10年間における施設別利用者数の推移】

(単位:人)

年度	多目的ホール	スタジオ	ギャラリー	会議室 (ハイビジョン ルーム)
H18	63,230	4,283	44,841	11,037
	(47.0%)	(3.1%)	(33.4%)	(8.2%)
H19	50,797	5,273	50,399	9,541
H20	56,462	4,394	43,571	8,996
H21	62,124	3,692	41,688	6,815
H22	53,895	3,754	33,639	7,279
H23	56,616	3,882	39,702	6,872
H24	48,360	3,358	45,893	6,855
H25	46,587	2,725	32,839	6,161
H26	35,688	2,661	40,534	6,460
H27	56,375	3,221	48,315	8,682
	(45.1%)	(2.5%)	(38.6%)	(6.9%)

(注) 平成18年度及び平成27年度の()内は、構成比を示す。

年度	会議室 (多目的室)	合計
H18	10,878	134,269
	(8.1%)	(100%)
H19	9,005	125,015
H20	7,832	121,255
H21	6,815	121,134
H22	7,160	105,727
H23	5,942	113,014
H24	6,775	111,241

H 2 5	6, 6 1 5	9 4, 9 2 7
H 2 6	7, 1 6 9	9 2, 5 1 2
H 2 7	8, 3 1 1	1 2 4, 9 0 4
	(6. 6%)	(1 0 0%)

次に、過去10年間における年間利用回数の推移は次表のとおりである。年間利用回数は、年間利用者数の変動とは逆に、10年前の平成18年度と比べると、平成27年度においては、多目的ホールで64回(+10.2%)、会議室(ハイビジョンルーム)で299回(+70.6%)、会議室(多目的室)で131回(+20.8%)増加する一方、スタジオは増減なし、ギャラリーは△187回(△25.4%)の減少となっている。

また、区民等と区民等以外とを分けた場合、多目的ホール、ギャラリー、会議室(ハイビジョンルーム)及び会議室(多目的室)においては、区民等の利用が概ね60%を超える水準にあり、平成27年度が多目的ホールにおいては、87%程度を占めている。ムーブ町屋においては、駅直結の立地ではあるもののJR線ではないことから、比較的地元需要が多くなる傾向があるものと考えられる。一方、スタジオにおいては、区内等の利用が過半を55%前後にとどまっているが、これは、近隣の公共施設等において類似施設が見られないことが要因と考えられる。また、ギャラリーの区内等の利用も60%程度であるが、これは展示や物販等による利用が多いことから、区民等以外の比率が高いものと推察される。

【過去10年間における施設別利用回数の推移】

(単位:回)

年度	多目的ホール			スタジオ		
	区民等	区民等以外	合計	区民等	区民等以外	合計
H 1 8	4 4 0	1 8 2	6 2 2	2 8 2	3 6 6	6 4 8
	(70.7%)	(29.2%)	(100%)	(43.5%)	(56.4%)	(100%)
H 1 9	3 9 1	1 6 3	5 5 4	3 6 9	3 3 7	7 0 6
H 2 0	4 4 2	1 9 4	6 3 6	2 8 3	3 7 8	6 6 1
H 2 1	4 5 0	2 2 8	6 7 8	3 0 2	3 6 3	6 6 5
H 2 2	4 4 7	1 7 8	6 2 5	3 7 3	3 1 9	6 9 2
H 2 3	5 4 6	1 0 6	6 5 2	4 4 0	2 5 5	6 9 5
H 2 4	5 1 7	7 5	5 9 2	4 1 0	2 4 7	6 5 7
H 2 5	5 1 4	1 1 1	6 2 5	4 2 7	2 8 5	7 1 2
H 2 6	3 7 8	7 4	4 5 2	4 1 2	3 0 3	7 1 5

H27	601	85	686	368	280	648
	(87.6%)	(12.3%)	(100%)	(56.7%)	(43.2%)	(100%)

(注)平成18年度及び平成27年度の()内は、施設における区内外の構成比を示す。

年度	ギャラリー			会議室 (ハイビジョンルーム)		
	区民等	区民等以外	合計	区民等	区民等以外	合計
H18	463	278	741	256	167	423
	(62.4%)	(37.5%)	(100%)	(60.5%)	(39.4%)	(100%)
H19	381	234	615	233	212	445
H20	335	187	522	206	185	391
H21	359	159	518	227	162	389
H22	359	127	486	296	143	439
H23	385	121	506	320	104	424
H24	216	178	394	252	181	433
H25	371	173	544	325	206	531
H26	312	279	591	330	230	560
H27	354	200	554	448	274	722
	(63.9%)	(36.1%)	(100%)	(62.0%)	(37.9%)	(100%)

年度	会議室 (多目的室)		
	区民等	区民等以外	合計
H18	426	201	627
	(67.9%)	(32.0%)	(100%)
H19	370	238	608
H20	298	223	521
H21	300	289	589
H22	432	196	628
H23	408	170	578
H24	402	184	586
H25	426	204	630
H26	414	282	696
H27	537	221	758
	(70.8%)	(29.1%)	(100%)

② 稼働率の状況

過去10年間における施設ごとの稼働率の推移は次表のとおりである。ギャラリーを除く施設の稼働率については、横ばいもしくは改善がみられており、平成27年度においては、多目的ホールで70%程度、スタジオ、会議室（ハイビジョンルーム）及び会議室（多目的室）で60%～70%程度の稼働率となっている。特に、主要施設である多目的ホールの稼働率が上昇しており、平成27年度においては、サニーホールの多目的ホールと同程度の水準を達成しているとともに、会議室（ハイビジョンルーム）の稼働率も大きく上昇している。これは、平成27年度においては、荒川区民会館（サンパール荒川）が改修工事により休館しており、その利用の一部が取り込まれたことや、国勢調査の調査員に対する説明会が開催されたこと等が要因と考えられる。基本計画に定める成果指標である多目的ホールの稼働率は、平成28年度に75%とすることが目標とされているが、稼働率が大きく上昇した平成27年度においても5%ポイント程足りない水準であり、その達成には、一層の努力が必要なものと言える。

一方、ギャラリーについては50%程度の稼働率にとどまっているが、開放型のギャラリーという施設特性に起因する部分もあるものと推測される。

【過去10年間における稼働率の推移】

年度	多目的ホール	スタジオ	ギャラリー	会議室 (ハイビジョンルーム)	会議室 (多目的室)
H18	61.9%	62.0%	70.1%	40.3%	59.6%
H19	59.8%	67.2%	58.5%	42.3%	57.7%
H20	65.1%	65.4%	51.8%	38.9%	51.9%
H21	68.8%	64.4%	50.4%	38.2%	57.7%
H22	63.6%	66.7%	47.3%	42.6%	60.2%
H23	67.4%	67.1%	51.3%	41.8%	56.6%
H24	67.9%	71.4%	43.0%	47.1%	63.8%
H25	63.2%	68.5%	52.3%	52.6%	60.3%
H26	58.1%	68.6%	56.7%	54.1%	67.1%
H27	70.0%	62.2%	52.9%	68.8%	71.8%

(3) 周辺区における文化施設の稼働率

周辺区（足立区、北区、墨田区、台東区、文京区）における文化施設の稼働率（平成27年度）は、次のとおりである（以下、表中の数値は%）。特に、80%を超える高

い稼働率を維持している施設には、継続的にプロの楽団等と提携する等しているものもある。今年度の監査対象であるサニーホール及びムーブ町屋は、相対的に少ない席数であり、プロの楽団等との提携を行っていない施設ながらも、アクセス面での強みや使い勝手の良さ等から、比較的高めの稼働率を保っているものと言える。

【シアター1010（足立区）】

劇 場 (701 席)	稽古場 1 (164 m ²)	稽古場 2 (170 m ²)	ギャラリー (718 m ²)	視聴覚室 (166 m ²)	アトリエ (222 m ²)
74.0	72.0	61.0	60.0	48.0	53.0

※ギャラリーとアトリエは、2ヶ月間休館となっている。

講義室 1 (96 m ²)	講義室 2 (69 m ²)	音楽練習室1 (51 m ²)	音楽練習室2 (24 m ²)
50.0	57.0	53.0	31.0

【北とぴあ（北区）】

さくらホール (1,300 席)	つつじホール (402 席)	ペガサスホール (232 m ²)	カナリアホール (148 m ²)	スカイホール (185 m ²)	飛鳥ホール (511 m ²)	ドームホール (150 席)
71.5	76.4	74.6	79.5	69.8	69.9	20.8

展示ホール (549 m ²)	研修室・会議室 (14 室)	和茶室 (3 室)	スタジオ (3 室)
61.4	74.1	33.4	88.9

【すみだトリフォニーホール（墨田区）】

大ホール (1,801 席)	小ホール (252 席)	練習室 1 (87 m ²)	練習室 2 (21 m ²)	練習室 3 (18 m ²)
87.0	90.0	84.0	87.0	85.0

【浅草公会堂（台東区）】

大ホール (1,082 席)	第 1 集会室 (106 m ²)	第 2 集会室 (106 m ²)	第 3 集会室 (106 m ²)	展示ホール (173 m ²)
82.1	49.9	56.5	46.2	66.8

【文京シビックホール（文京区）】

大ホール (1,802席)	小ホール (371席)	多目的室 (213.36 m ²)	練習室 1 (107.88 m ²)	練習室 2 (95.84 m ²)
86.6	96.0	82.4	81.0	64.8

会議室 1 (105.87 m ²)	会議室 2 (54.22 m ²)	特別応接室 (56.10 m ²)	スカイホール (216 m ²)
85.2	92.0	9.8	76.3

5. サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に係る歳入・歳出

(1) サニーホールの管理運営に係る歳入・歳出決算

サニーホールの利用者から徴収する使用料は全て指定管理者の収入となることから、荒川区の歳入歳出決算には反映されない。このため、荒川区の歳入として計上されるものは、両館に設置された自動販売機に要する電気料徴収額、ラングウッドビル駐車場の売上金等、指定管理者利益納付金及び利用料金（前受金）等である。

① 歳入決算

歳入としては、光熱水費受入、施設収入、指定管理者納付金及び雑入にて構成される。このうち、光熱水費受入は、荒川区心身障害児福祉連合会が、行政財産の使用許可を得た上で設置している自動販売機に要する電気料の徴収額である。施設収入は、ラングウッドビル駐車場に係る売上金等の共有持分比率に基づく分配額であり、サニーホール特有のものである。

また、指定管理者納付金は、年度協定書に定める年度ごとの利用料金収入基準額を、当該年度の利用料金収入額が超過した場合に、基準額超過分の5割を、指定管理者が荒川区に納付するものである。当該年度の利用料金収入額及び利用料金収入基準額の水準によって変動し、平成27年度においては、4,045千円が納付されている。

平成26年度に発生している雑入は、利用料金収入の前受金である。指定管理者は、利用者からの利用申請にあたり利用料金を徴収するが、翌年度分の利用申請の場合、徴収した利用料金は前受金として整理される。前受金は、指定期間中においては、指定管理者の責任により管理されるが、指定期間の最終年度においては、指定管理者の交代もあり得ることから、指定管理者は当該前受金相当額を荒川区に納付する。その上で、翌年度の新指定期間当初に、新指定管理者は前受金相当額を荒川区より受領する。平成26年度は指定期間の最終年度であったことから、平成27年度の利用申し込みに係る前受金として、17,582千円を指定管理者より受領している。

【歳入決算】

(単位：千円)

款項目節	H 2 5	H 2 6	H 2 7
(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入			
(節) 光熱水費受入	37	42	41
(節) 施設収入	5,649	5,723	5,922
(節) 指定管理者利益納付金	729	2,287	4,045
(節) 雑入	—	17,582	—
歳入額合計	6,415	25,635	10,009

② 歳出決算

ア. 全体の推移

平成27年度における歳出額は77,061千円である。なお、サニーホールの日常的な管理運営には指定管理者の職員が従事しているものの、サニーホールに関する施策の企画立案や施設の大規模修繕、指定管理業務の執行管理等に関しては、区民課の職員が担うこととなり、人件費が発生するはずであるが、区民課の職員人件費については、区民総務費にまとめて計上されていることから、当該決算額には含まれていない。このため、歳出決算額の大半を委託料が占める形となっている。

サニーホールの管理運営に係る歳出の合計は、年度による差が大きい。これは工事請負費及び共用部分の修繕費の負担金の有無や指定期間初年度における前受金の交付等、特定項目による変動による部分が多い。平成25年度は歳出額97,875千円と相対的に多額であるが、ラングウッドビル排水管設備更新及び改修工事に係る負担金補助及び交付金(25,632千円)、ロビーその他床改修及び天井塗装工事に係る工事請負費(13,722千円)等といった設備改修工事等の実施に起因する。平成27年度は委託料の額が相対的に増加しているが、これは指定期間初年度のため、平成27年度利用に係る利用料金の前受金(17,582千円)を指定管理者に交付したことに起因する。これらの年度特有の要因を捨象した場合、恒常的な支出は6千万円程度と言える。

また、歳入額合計と歳出額合計との差額は荒川区の純負担額を意味するが、3千万円から9千万円程度のマイナスであり、年度によって大きな差異がある。これは、歳出面での増減要因と併せて、前受金の指定管理者からの受領年度(歳入計上年度)と交付年度(歳出計上年度)とが異なること等によるものである。平成25年度から平成27年度の3ヶ年度の単純平均とした場合、年間64,388千円の純負担額となる。

【歳出決算】

(単位：千円)

款項目節	H25	H26	H27
(款) 総務費 (項) 区民施設費 (目) 日暮里サニーホール費			
1. 日暮里サニーホール管理運営費			
(節) 一般需用費	44	132	—
(節) 委託料	46,972	49,765	68,487
(節) 使用料及び賃借料	11	17	36
(節) 備品購入費	619	1,672	464
(節) 負担金補助及び交付金	3,749	5,452	4,220

2. 日暮里サニーホール共用部分等修繕			
(節)負担金補助及び交付金	32,755	3,247	3,852
3. 日暮里サニーホール営繕費			
工事請負費	13,722	—	—
歳出額合計	97,875	60,287	77,061

歳入額合計－歳出額合計	△91,460	△34,652	△67,052
-------------	---------	---------	---------

イ. 一般需用費

一般需用費は、平成25年度及び平成26年度に発生しており、平成25年度はAEDパット、平成26年度は譜面台の購入費である。

【一般需用費の内訳】

(単位：千円)

種別	H25	H26	H27
AED	44	—	—
譜面台(10台)	—	132	—

ウ. 委託料

委託料の内訳は次表のとおりである。「大規模天井調査業務委託」を除き、指定管理業務に対する対価であり、支払先は指定管理者であるさくらグループである。

「指定管理料」は、サニーホールの利用料金収入だけでは施設全体での管理運営費を賄えないことから、毎年度、指定管理者から提出される収支予算を踏まえて、荒川区が所要額を算定し交付するものであり、概ね4千万円程度の水準が続いている。「指定管理料(工事休館補填)」は、平成25年度において実施された各種改修工事に伴い休館が発生したことから、その補償額を指定管理者に支払ったものである。「指定管理料(減免補填)」は、荒川区、官公署及び公共的団体等(ACCを含む。)が、サニーホール条例及びサニーホール条例施行規則に定める減免制度を利用した場合に、減免相当額を指定管理者に補填するものである。特に、平成27年度に急増しているが、荒川区民会館(サンパール荒川)の工事休館に伴い、荒川区、官公署及び公共的団体等(ACCを含む。)の催事が増加したことに起因するものである。

「大規模天井調査業務委託」は、平成25年度に実施された天井塗装工事に伴う調査業務委託である。

「前受金」は、平成27年度より新指定期間となることから、平成26年度の指定管理者より受領した平成27年度の利用に係る前受金相当額を、平成27年度の指定管理

者に交付したものである。ちなみに、平成24年度から平成26年度までの指定管理者と、平成27年度から平成29年度までの指定管理者は、同じさくらグループである。

【委託料の内訳】

(単位：千円)

種別	H25	H26	H27
指定管理料	39,558	43,247	41,682
指定管理料（工事休館補填）	2,690	—	—
指定管理料（減免補填）	4,041	6,518	9,223
大規模天井調査業務委託	682	—	—
前受金	—	—	17,582
合計	46,972	49,765	68,487

エ. 使用料及び賃借料

サニーホール利用者のうち、自転車で来館し、荒川区が設置運営する日暮里駅前自転車駐車を利用する者を対象に、2時間以上8時間まで無料になるサービス券を交付しており、この購入代金である。荒川区民会館（サンパール荒川）の工事休館の影響から、平成27年度における使用実績が増加している。

【日暮里駅前自転車駐車場サービス券の使用実績】

(単位：千円)

種別	H25	H26	H27
使用料及び賃借料	11	17	36
枚数（@100）	114枚	172枚	367枚

オ. 備品購入費

備品購入費にて購入した備品類のうち、主要なもの（単価20万円以上のもの）は次表のとおりである。

【備品購入費の内訳】

(単位：千円)

種別	H25	H26	H27
一文字幕、袖幕	480	—	—
音響機器	—	1,134	—
ピアノカバー	—	219	—
ホワイトボード（3台）	—	—	210
その他	139	319	253
合計	619	1,672	464

カ. 負担金補助及び交付金(日暮里サニーホール管理運営費)

ラングウッドビルに併設されているサニーホールの駐車場は、ラングウッドビルと同様、三菱UFJ信託銀行株式会社との共同所有であり、その管理運営は、株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントに委託されており、これに要する経費は、「建物等の管理業務協定書」に基づき、区分所有者が、その共有持分比率等に応じて負担金を拠出することとされている。日暮里サニーホール管理運営費に計上されている負担金補助及び交付金は、荒川区が、その共有持分比率等に応じて拠出する負担金である。

キ. 負担金補助及び交付金(日暮里サニーホール共用部分等修繕)

サニーホールが設置されているラングウッドビルは三菱UFJ信託銀行株式会社との共同所有であり、その管理運営は、株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントに委託されている。三菱UFJ信託銀行株式会社との共用部分に係る修繕工事等については、「建物等の管理業務協定書」に基づき、区分所有者が、その共有持分比率等に応じて負担金を拠出することとされている。日暮里サニーホール共用部分等修繕に計上されている負担金補助及び交付金は、荒川区が、その共有持分比率等に応じて拠出する負担金である。

平成25年度の支出額が相対的に大きいのが、ラングウッドビル排水管設備更新及び改修工事に伴う負担金(25,632千円)が主要因である。

ク. 工事請負費

平成25年度において、ラングウッドビルのロビーその他改修及び天井塗装工事(13,722千円)が、荒川区管理部営繕課への執行委任の形で実施されており、当該工事費が計上されているものである。

(2) ムーブ町屋の管理運営に係る歳入・歳出決算

① 歳入決算

歳入としては、光熱水費受入、指定管理者納付金及び雑入にて構成される。このうち、光熱水費受入はサニーホールと同様、荒川区心身障害児福祉連合会が、行政財産の使用許可を得た上で設置している自動販売機に要する電気料の徴収額である。

また、指定管理者納付金もサニーホールと同様の制度であるが、平成26年度までは利用料金収入額が利用料金収入基準額に達しなかったことから納付額が発生していないが、平成27年度においては、1,373千円が納付されている。

平成26年度に発生している雑入は、サニーホールと同様、利用料金収入の前受金であり、平成27年度の利用申し込みに係る前受金として、12,106千円を指定管理者より受領している。また、諸収入の雑入において、ムーブ町屋指定管理者収入未済繰越分9,400千円が収入未済繰越として調定され、予算上は計上されているものの、平成25年度から平成27年度の間に入収されたものは無いことから、決算値としては計上されていない。当該未収債権は、平成23年度までムーブ町屋の指定管理者を務めた事業者より納付されるべき前受金の一部が未納付となったものであり、平成24年度に100千円が回収されたものの、当該事業者及びその代表者に返済資力が無いことから、これ以上の回収が進まず現状に至ったものである。

【歳入決算】

(単位：千円)

款項目節	H25	H26	H27
(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入			
(節) 光熱水費受入	41	18	57
(節) 指定管理者利益納付金	—	—	1,373
(節) 雑入	—	12,106	—
歳入額合計	41	12,125	1,430

② 歳出決算

ア. 全体の推移

平成27年度における歳出額は90,009千円である。なお、サニーホールと同様、区民課の職員人件費については、当該決算額には含まれていない。このため、歳出決算額の大半を委託料と負担金補助及び交付金が占める形となっている。

ムーブ町屋の管理運営に係る歳出の合計は、年度による差が大きいですが、これは工事請負費及び指定期間初年度における前受金の交付等、特定項目による変動による部分が大きい。平成26年度は歳出額147,375千円と相対的に多額であるが、舞台機構改

修工事（64,260千円）及び観覧席床その他改修工事（17,762千円）に係る工事請負費（13,722千円）等といった設備改修工事等の実施に起因するものである。平成27年度は委託料の額が相対的に増加しているが、これは指定期間初年度のため、平成27年度利用に係る利用料金の前受金（12,106千円）を指定管理者に交付したことに起因する。これらの年度特有の要因を捨象した場合、恒常的な支出は7千万円程度と言える。多目的ホールの収容力の点で施設規模の大きいサニーホールよりも、ムーブ町屋の方が支出規模がより大きくなっているが、これはセンターまちや管理組合に支払う負担金の額が大きいことが主要因である。

また、歳入額合計と歳出額合計との差額は荒川区の純負担額を意味するが、7千万円から1億4千万円程度のマイナスであり、年度によって大きな差異がある。これは、歳出面での増減要因と併せて、前受金の指定管理者からの受領年度（歳入計上年度）と交付年度（歳出計上年度）とが異なること等によるものである。平成25年度から平成27年度の3ヶ年度の単純平均とした場合、年間102,581千円の純負担額となる。

【歳出決算】

(単位：千円)

款項目節	H25	H26	H27
(款) 総務費(項) 区民施設費(目) ムーブ町屋費			
1. ムーブ町屋管理運営費			
(節) 一般需用費	45	—	—
(節) 委託料	34,504	35,129	50,243
(節) 備品購入費	1,792	297	2,127
(節) 負担金補助及び交付金	35,493	37,509	37,638
2. ムーブ町屋営繕費			
一般需用費	—	727	—
委託料	—	3,814	—
工事請負費	—	82,022	—
歳出額合計	71,834	159,501	90,009

歳入額合計－歳出額合計	△71,792	△147,375	△88,578
-------------	---------	----------	---------

イ. 一般需用費

一般需用費は、平成25年度に購入したAEDパットである。

ウ. 委託料

委託料の内訳は次表のとおりである。「大規模天井調査業務委託」を除き、指定管理業務に対する対価であり、支払先は指定管理者であるさくらグループである。

「指定管理料」は、ムーブ町屋の利用料金収入だけでは施設全体での管理運営費を賄えないことから、毎年度、指定管理者から提出される収支予算を踏まえて、荒川区が所要額を算定し交付するものであるが増加傾向にあり、平成27年度の指定管理料は35,011千円である。「指定管理料（減免補填）」は、荒川区、官公署及び公共的団体等（ACCを含む。）が、ムーブ町屋条例及びムーブ町屋条例施行規則に定める減免制度を利用した場合に、減免相当額を指定管理者に補填するものである。特に、平成27年度に増加しているが、サニーホールと同様、荒川区民会館（サンパール荒川）の工事休館に伴い、荒川区、官公署及び公共的団体等（ACCを含む。）の催事が増加したことに起因するものである。

「大規模天井調査業務委託」は、サニーホールと同じく平成25年度に実施された調査業務委託である。

「前受金」もサニーホールと同様、平成27年度より新指定期間となることから、平成26年度の指定管理者より受領した平成27年度の利用に係る前受金相当額を、平成27年度の指定管理者に交付したものである。ちなみに、平成24年度から平成26年度までの指定管理者と、平成27年度から平成29年度までの指定管理者は、同じさくらグループである。

【委託料の内訳】

（単位：千円）

種別	H25	H26	H27
指定管理料	32,202	33,991	35,011
指定管理料（減免補填）	1,987	1,138	3,126
大規模天井調査業務委託	315	—	—
前受金	—	—	12,106
合計	34,504	35,129	50,243

エ. 備品購入費

備品購入費にて購入した備品類のうち、主要なもの（単価20万円以上のもの）は次表のとおりである。

【備品購入費の内訳】

（単位：千円）

種別	H 2 5	H 2 6	H 2 7
クセノンスポット整流器（2台）	1,049	—	—
プロジェクター	302	—	—
クリアーカム	—	—	1,620
その他	440	297	507
合計	1,792	297	2,127

オ. 負担金補助及び交付金

ムーブ町屋が設置されているセンターまちやは、所要部分を荒川区が区分所有する形態であり、その管理運営はセンターまちや管理組合が行っており、「センターまちや管理組合 管理規約」に基づき、区分所有者が、その共有持分比率等に応じて負担金を拠出することとされている。当該負担金補助及び交付金は、荒川区が、その共有持分比率等に応じて拠出する負担金である。サニーホールと比べて、相対的に、この負担が大きなものとなっている。

カ. ムーブ町屋営繕費（一般需用費、委託料、工事請負費）

平成26年度において支出されているムーブ町屋営繕費のうち、一般需用費は機械室の全熱交換器修繕（727千円）であり、工事請負費は、舞台機構改修工事（64、260千円）及び観覧席床その他改修工事（17,762千円）である。また、委託料は、当該改修工事の際の工事休館に伴う補填（3,814千円）として、指定管理者に交付したものである。

第三 監査の結果及び意見

I. 全般的評価

サニーホール及びムーブ町屋の管理運営については、個々の施設の内訳では、稼働率に課題を残すものもあるものの、全体として、一定水準以上の稼働率を達成しており、施設の有効利用の観点からは、十分に活用されているものと評価できる。これは、第一義的には、現場の指定管理者の事業遂行上の努力の結果と言え、荒川区への提出書類の作成及び管理状況も概ね良好なものであった。また、所管課の事業遂行上の姿勢、指定管理者に対する指導及びモニタリング、並びに関連する文書管理等に関しても、一定水準が確保されているものと評価できる。

しかし、監査の過程において、特定の団体への特例的な取扱いが明らかになるとともに、より取扱い方法を明確化することや改善を図ることが望ましい事項等が検出された。また、過年度より論点としている指定管理者の収支報告等における本部経費（もしくは本社経費）の取扱いについても、課題が残るものであった。このうち、特定の団体への特例的な取扱いについては、監査の過程において、所管課である区民課より、速やかに取扱いの是正を図った旨の報告を受けている。また、本部経費の取扱いについても、総務企画課より、当該取扱いも含めた指定管理者制度の見直しの方向性が示されているところであり、その実現を期待するところである。

加えて、現行のサニーホール及びムーブ町屋の管理運営業務については、一定の水準が確保されているものと評価できるものの、芸術文化振興プランの策定趣旨等を踏まえると、より質の高い芸術文化事業を実施することが想定されているものと考えられることから、この点、ACCとサニーホール及びムーブ町屋の指定管理者との間における、より一層の協力関係の構築を求める旨の意見を記載している。

いずれにしても、外部監査は行政活動を批判するために行うものではなく、独立の立場から、これを批判的に検討しつつも、その結果を、今後の改善につなげることを目的に行っているものである。その趣旨を踏まえ、これを機会として、建設的な対応を荒川区及び指定管理者を始めとする関係者に期待するものである。

II. 荒川区の芸術文化施策におけるACCとの協力関係の明確化等について

1. ACCと指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築等について

(1) 芸術文化振興プランにおけるACCの位置付け

① ACC

ACCは、昭和63年に荒川区の出捐により設立された財団法人荒川区地域振興公社が前身であり、公益法人制度改革に伴い、平成24年4月1日に公益財団法人に移行し、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（Arakawa City art Culture promotion foundation 略称：ACC）と改称したものである。

定款に定める目的及び事業は以下のとおりである。

(目的)

第3条 この法人は荒川区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展と区民生活の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる必要な事業を行う。

- (1) 芸術文化振興のための情報提供及び相談事業
- (2) 芸術文化振興のための人材育成に関する事業
- (3) 芸術文化振興のための地域活動支援に関する事業
- (4) 芸術文化振興のための講座、展示会、鑑賞会等の事業
- (5) 前各号の事業に必要な施設の管理運営
- (6) その他法人の目的を達成するために必要な事業

(ACC定款より抜粋)

② 芸術文化振興プランにおけるACCの位置付け

ACCには、荒川区の方針を踏まえた上で、中長期的な視点から、公益団団体としての信頼性と民間団体としての機動力を活かし、区内芸術文化団体等の支援推進母体としての役割強化が求められている。特に、芸術文化振興プランにおいては、東京芸術大学や各種芸術文化団体とともに、ACCが重要な役割を果たすことが期待されており、プランの推進に向けた取組として、荒川区とACCとの連携を強化するものとされている。具体的には、ACCはアーティストや芸術文化活動を行う人々と地域社会を結びつけるための中間支援機能としての役割の拡充を目指すことが掲げられている。

(1) 公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（ACC）との連携

平成24年4月、ACCは公益財団法人となり、区と役割分担のもと、荒川区の芸術

文化施策を推進する組織として活動しています。これまでACCでは、人材育成や地域の芸術文化活動の支援、身近な場所で良質な芸術文化に親しむ鑑賞会の開催などと共に、サンパール荒川にも拠点（分室）を設け、芸術文化活動に関する情報提供と相談対応を行っています。

今後は、芸術文化の振興に向けた一層効果的な事業展開を行うため、スタッフの専門性の向上などの機能強化を図り、アーティストや芸術文化活動を行う人々と地域社会を結びつけるための中間支援機能としての役割の拡充を目指します。

（芸術文化振興プランより抜粋）

（２）指定管理者とACCとの関係

区民の芸術文化事業の活性化や荒川発の文化の発信力を高めるため、荒川区民会館（サンパール荒川）、サニーホール及びムーブ町屋といった荒川区の文化施設で実施する芸術文化事業については、ACCが一元的に実施することが想定されており、ACCが芸術文化事業を実施するにあたり、指定管理者はノウハウを提供する形で協力することを主な役割とするものとされている。

具体的には、基本協定書を構成する仕様書において、指定管理者が行う管理運営業務の一つとして、「ACCの芸術文化事業に対し、指定管理者はノウハウを提供する形で協力する」旨が定められている。

3 指定管理者が行う管理運営業務及び内容

指定管理者が行う管理運営業務の基本仕様は、次のとおりとする。

（１）条例第２条に規定する事業に関する業務

ア．公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下、「ACC」という。）の芸術文化事業に対し、指定管理者はノウハウを提供する形で協力する。

（以下、略）

（仕様書より抜粋）

これを受けて、平成24年4月に、ACCとさくらグループとの間において、「会場使用料等の支払いおよびチケット販売管理等に関する協定書」（以下「チケット販売管理等に関する協定書」という。）が締結されており、サニーホール及びムーブ町屋におけるACC主催の事業に関わるチケットの販売をさくらグループに無償で委託するとともに、さくらグループが事業を実施する場合には、その事業に関わる町屋文化センターでのチケットの販売をACCに無償で委託する旨、合意している。

加えて、平成24年度からの指定期間の指定管理者を公募する際の募集要項において、「荒川区文化施設で取り組む事業に関する提案」として、ACCの芸術文化事業に対し

て、指定管理者としてノウハウ等の提供をどのような形で協力できるかを提案書に記載することを求めている。提案書においてさくらグループは、「当グループの経験やノウハウを最大限に活用して協力」するとして次の4項目を掲げており、当該事項も含めた提案内容をもって指定管理者に選定されている。

【募集要項において指定管理者に求める提案内容】

☆荒川区文化施設で取り組む事業に関する提案
① A C C の芸術文化事業への協力について
区民の芸術文化事業の活性化や荒川発の文化の発信力を高めるため、区の文化施設で行う芸術文化事業を区と A C C が主体となって実施するが、指定管理者としてノウハウの提供等どのような形で協力できるか記載する。
なお、区との連携と文化施設各館の事業の総合調整を効果的に行うため、区、A C C、各指定管理者による協議会を設け、事業等の連携・調整、情報共有、広報展開を図る。

(「荒川区文化施設(荒川区民会館、日暮里サニーホール、荒川区ムーブ町屋)に係る指定管理者候補者募集要項」より抜粋)

【さくらグループからの提案書における記載内容】

「当グループの経験やノウハウを最大限に活用して協力します。」
1. 魅力的な事業にするために
→魅力ある事業を適正な費用で実施するためのサポートを行います。
2. 区民の参加、創造を支援するために
→区民への啓発事業、活動支援事業のノウハウを提供します。
3. 一流の芸術を提供するために
→全国で認められる一流の舞台技術を提供します。
4. A C C の限られた陣容で効率よくスムーズな準備、運営を行うために
→ワンストップサービスであらゆるニーズに対応します。

(提案書より、監査人が作成。)

=監査の結果及び意見=

(1) A C C と指定管理者との間におけるより一層の協力関係の構築について

A C C の芸術文化事業に対し、指定管理者はノウハウを提供する形で協力することとされているが、実際は、A C C 主催事業に関わるチケットについて、両館の窓口において販売代行を行うことと、A C C 主催事業の一部において、要望があれば、舞台技術や

照明等に関するアドバイスをを行う程度にとどまっている。確かに、舞台技術や照明等に関するアドバイスもノウハウの提供の一つではあるものの、平成24年度以降の指定期間に係る指定管理者の募集要項において、「指定管理者候補者募集の基本的考え方」として、「区の芸術文化事業については、これまで区とACC及び指定管理者がそれぞれ独自に実施してきたが、平成24年度以降は区とACCが主体となって実施し、指定管理者は自らのノウハウを提供し区とACCの芸術文化事業に協力する形となる。」とされるとともに、これを受けたさくらグループからの提案書によれば、以下のような事案が提案されており、事業の企画面も含めた、より高度な次元での協力関係が想定されていたものと考えられる。

今年度の監査対象外であることから、ACCに対するヒアリングは実施しなかったが、区民課によれば、ACCと指定管理者との間においては、ACCが両館で事業を実施する際を中心に、演出アドバイス、技術的サポート及びチケット販売等で必要な支援を受けているとともに、ソフト面においては、ACCとして積み重ねた実績があることから、すぐに協力を求めるものではなく、指定管理者からのノウハウ等の提供を特段必要としなかったためとのことである。

【提案書に記載されている具体的な協力事案の例】

- 事業内容にあわせてプロダクションやアーティストの紹介を行ったり、打合せにオブザーバーとして参加して進行や事業収支などのアドバイスを行います。
- 区民への啓発事業、活動支援事業に関して、これまで構築したネットワークをACCに提供するとともに、人気ワークショップや文化団体連盟との連携事業等といった区民参加型の活動を提案。

(提案書より、監査人が作成。)

また、公募時の募集要項において、「区との連携と文化施設各館の事業の総合調整を効果的に行うため、区、ACC、各指定管理者による協議会を設け、事業等の連携・調整、情報共有、広報展開を図る」とし、当該協議会を隔月程度で開始するものとしているが、結果的に、現在まで当該協議会は一度も設置されていない。区民課によれば、当該協議会は、ACCの事業と指定管理者の行う自主事業との重複を避けることが目的であり、現指定管理者が自主事業を実施していない以上、開催する必要はなく、将来的に、指定管理者が自主事業を企画するような場合には、必要に応じて開催を予定するとのことである。しかし、踏み込んだレベルでの協力関係により事業を実施するためには、事業等の連携・調整、情報共有等の場として、協議会を定期的を開催することは十分に意義あるものとする。

確かに、現行のサニーホール及びムーブ町屋の管理運営業務については一定の水準が確保されているものと評価できるものの、指定管理者の公募時においては、各館の指定

管理者より、具体的な事業の実施方法等にまで踏み込んだノウハウを、A C Cが事業に反映させることによって、一体的に、より質の高い芸術文化事業を実施することが想定されていたものと考えられる。現指定管理者であるさくらグループの代表企業である株式会社コングレは、全国において、ホールや芸術劇場等の指定管理業務を受託しており、施設の管理運営のみならず、芸術文化事業を実施するノウハウを有しているものと考えられる。また、A C Cも、荒川区における芸術文化施策において、具体的な事業の実施を担う重要な主体である。区民にとって、より質の高い芸術文化事業を実施することを求めるのであれば、両者の協力関係が重要であるとともに、A C C及び指定管理者ともに、協力関係を基に芸術文化施策の一翼を担う責務があるはずである。そのためには、荒川区が音頭を取り、募集要項において想定していた区、A C C及び指定管理者による協議会を開催し、お互いの実績及び立場を踏まえて、どういった協力関係が可能なのかあらためて協議することが必要なものとする。その際には、A C C及び指定管理者においても、これまでの経緯等は別として、建設的な議論を進め、具体的な協力関係の余地を探ることが必要である。

(2) 芸術文化振興プランにおけるサニーホール及びムーブ町屋の役割及びA C Cとの協力関係等の明確化

芸術文化振興プランにおいてサニーホール及びムーブ町屋は、区民の自主的な芸術文化活動の場とされており、芸術文化振興プランの目標や理念を達成する上で、重要な施設として位置付けられているものの、具体的な事業や取組について特段の記載はされておらず、芸術文化振興プランの推進に向けて、区民への場の提供以外に、両館がどういった機能を期待され、どういった活用を図ることを想定しているのかについては、必ずしも明確に記載されていない。

一方で、サニーホール及びムーブ町屋は、区民や各種団体の自主的な芸術文化活動の場として提供されるだけでなく、地域コミュニティ活動を含む区民や各種団体の様々な芸術文化活動を支援する拠点として、区民や各種団体に対する相談及び助言機能を発揮し、関連情報の収集及び発信を行う拠点として充実させていくことも、施設の有効性を一層高め、芸術文化振興プランの掲げる基本理念である「区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る」に、より寄与するものとする。次回の芸術文化振興プランの見直しにあたっては、地域コミュニティ活動を含む区民の自主的な芸術文化活動を支援するために、ソフト面において、両館が果たす役割を明確にすることが望ましいものとする。

また、A C Cと指定管理者との協力関係については、現在、指定管理者の募集要項にしか明文の定めが無いが、この協力関係の構築は、サニーホール及びムーブ町屋を含む文化施設を活用した芸術文化事業を、より質の高いものとする上で、重要な基盤となる

ものであり、芸術文化振興プランに明定すべき基本方針の一つと考える。今後、荒川区、ACC及び指定管理者の三者の間において、どのような協力関係を期待するのか整理した上で芸術文化振興プランに明示し、その方針に沿った指定管理者の募集や事業評価等を行うことが望ましいものとする。

2. 所管部署の一元化について

サニーホール及びムーブ町屋の所管課は区民生活部区民課であり、芸術文化施策に関することは、ACCに関することと併せて、地域文化スポーツ部文化交流推進課が所掌している。このため、現状、文化施設の運営管理という主にハード面の管理は区民課が所掌し、文化施設を利用して行われる事業も含めた文化行政全般の事務は文化交流推進課が所掌する形態となっている。

=監査の結果及び意見=

現在の所管課である区民課は、募集要項に定める協議会の設置といったACCと指定管理者との関係も含めて、サニーホール及びムーブ町屋の運営管理全般に責任を負う部署である。一方、ACCに関することを含む文化行政全般については文化交流推進課が所掌している。ACCと指定管理者との間において、より次元の高い協力関係が構築されるためには、サニーホール及びムーブ町屋の所管課である区民課が、区、ACC及び指定管理者との定期的な協議の場を設け、荒川区の芸術文化の向上のために、各々がどういった役割を担うのかすり合わせるとともに、指定管理者からの提案事項を実現することの適否や、実現するために解決すべき事項の洗い出しや、その解決に向けての指導及び支援を行うことが求められたものと考えますが、結果的に、これがなされていない。

本来、芸術文化施策を効果的に実行するためには、文化施設に係るハード面の管理機能と、芸術文化施策の方向性や具体的事業を企画実施するソフト面での機能は、同一の所管部署が担うことが望ましい。荒川区においても、従前は同一の部署が担っていたが、部門再編にあたり地域文化スポーツ部が新設される時期が、荒川区民会館（サンパール荒川）の大規模改修と重なったことから、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営業務は、区民課のままとされたとのことである。ACCと指定管理者との間において、より次元の高い協力関係が構築されるためには、現行の組織形態では、所謂、縦割りの弊害を招きかねないものと考えますが、荒川区においては、平成29年度から文化施設に係るハード面の管理機能を文化交流推進課へ移管するものとしており、組織的には解消されることが見込まれている。今後は、同一の部署として、ACCと指定管理者との協力関係の構築をより一層進めていくことが望ましいものと考えます。

Ⅲ. 指定管理者のモニタリング・収支報告等について

1. 指定管理業務に対する実績評価方法について

荒川区においては、「荒川区指定管理者制度運用指針（平成27年3月）」（以下「運用指針」という。）に基づき、施設所管部は、毎年度、指定管理者の業務等の実績評価を行うこととされている。当該実績評価は、施設所管部並びに中小企業診断士等の外部専門家による評価結果を基に、施設の種類ごとに設置される実績評価委員会において行われる。当該評価は、あらかじめ評価項目及び評価基準を定めて行われているが、評価項目等については、運用指針に掲げる次の事項を参考とし、施設特性に応じて実績評価委員会において定めるものとされている。

①実施項目

- ア 施設の設置目的の達成
- イ 区民サービス
- ウ 施設の適切な維持管理
- エ 施設管理経費の縮減
- オ 利用者意見・苦情・事故等の対応
- カ 利用者の安全確保
- キ 地域との関わり
- ク 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他の関連法令の遵守
- ケ 法人等の財務状況
- コ 障害者雇用、環境・エコに関する取組等
- サ その他、評価委員会で必要と認める事項

（運用指針より抜粋）

具体的には、評価対象施設はA施設とB施設とに区分され、文化施設はB施設に分類される。B施設は、「基本評価項目」と「その他の評価項目」の2面から評価され、「基本評価項目」については、「区民サービス」と「施設の維持管理」の2点について、施設特性に応じて評価項目及び配点（100点満点）を設定し、5段階評価を行った上で得点が算出される。また、「その他の評価項目」については、加点評価したい項目及び配点（10点以内）を施設特性に応じて設定し、5段階評価を行った上で得点が算出される。その上で、「基本評価項目（100点）」と「その他の評価項目（10点）」の総合得点を算出し、SからDの総合評価を行うものとされている。

なお、文化施設に係る指定管理業務は、相対的に施設の維持管理の比重が高いものとされ、「基本評価項目」は、「施設の維持管理」60点、「区民サービス」40点とさ

れている。

【施設種別】

施設種別	施設特性	対象施設
A施設	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等による施設設置基準の定めがある ・人的サービスの比重が大きい 	介護施設、高齢者施設、障がい者施設、保育施設
B施設	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスや事業内容について、指定管理者の創意工夫の余地が大きい 	文化施設、ふれあい館、サニーホール及びムーブ町屋、生涯学習施設、自転車駐車場、住宅

(荒川区提供資料より、監査人が作成。)

【総合得点に基づく評価基準】

評価		基準
S	特に優れている	総合得点が100点以上
A	優れている	総合得点が80点以上100点未満
B	適正である	総合得点が60点以上80点未満
C	努力が必要である	総合得点が40点以上60点未満
D	運営に大きな問題がある	総合得点が40点未満

=監査の結果及び意見=

平成27年度におけるサニーホール及びムーブ町屋の指定管理者実績評価結果表によれば、基本評価項目の得点は両館ともに78点、その他の評価項目は8点であり、総合得点86点により、総合評価はA（優れている）とされている。

【平成27年度における実績評価結果】

ア. 基本評価項目

評価項目	配点	評価		得点 配点×乗率
		レベル	乗率	
施設の維持管理	60	—	—	48
①快適に利用できるための施設管理がなされている	30	4	80%	24
②業務の遂行に必要な職員が配置されている。	15	4	80%	12

③研修計画に基づいた職員の受講がなされている。	15	4	80%	12
区民サービス	40	—	—	30
④利用者に対し、満足のいくサービスを提供している。	15	4	80%	12
⑤利用者の意見を取入れ、改善につなげている。	10	3	60%	6
⑥事故を未然に防止し、苦情があった場合は適切に対処している。	15	4	80%	12
合計	100	—	—	78

イ. その他の評価項目

評価項目	配点	評価		得点 配点×乗率
		レベル	乗率	
⑦区内事業者を活用している。	5	4	80%	4
⑧周知活動に努めている。	5	4	80%	4
合計	10	—	—	8

(注) サニーホール及びムーブ町屋ともに、同一の評価である。

ウ. 総合評価

総合得点	総合評価
86	A (優れている)

平成27年度における両館の利用実績や稼働率、業務日誌及び利用者アンケートの結果並びに監査時のヒアリング等を踏まえると、総合評価でA（優れている）と評価されていることについて、感覚的に違和感はない。しかし、個別の評価項目を見ると、基本評価項目及びその他の評価項目のうち、「⑤利用者の意見を取入れ、改善につなげている」はレベル3（適正である）とされ、その他の項目はレベル4（優れている）とされているが、何をもって各項目が当該レベルに評価されたのか、追加的に示せる根拠が整理されていない。所管課へのヒアリングを踏まえると、過年度の評価水準を基準として、評価対象年度に、評価に大きな影響を与えるような事象が生じた場合に、評価レベルの変更を検討しているものと想定されるが、本来、項目ごとの評価レベルについて、各レベルにおいて求める水準を明確にした上で、それに照らして、当該年度における実績もしくは水準がどうであったか等といった根拠を踏まえて評価が行われるべきである。

また、区民サービスの区分における「④利用者に対し、満足のいくサービスを提供している」のように、サービス全般にわたる総括的な評価項目においても、本来は、利用

者数、稼働率、利用者アンケートの結果、特に評価されるような芸術文化事業の実施の有無等といった細評価項目を集計した結果として、総括的な評価に結びつく形となることが望ましいが、特段、細評価項目等を設定している訳ではない。加えて、サニーホール及びムーブ町屋の指定管理業務においては、A C Cとの協力関係が重要な要素となるものと考えられるが、現状の協力関係の水準が、当該評価結果にどう反映されているか否か判然としない。

サニーホール及びムーブ町屋に係る指定管理業務は、区民文化の向上と地域のコミュニティ活動の促進を図るという目的を有する公の施設であり、必ずしも独立採算を求め事業ではない。このため、利用者の満足度が売上高や利益額で測定可能な営利事業と異なり、利用料金収入の額（売上額）や利益額（収支差額）といった会計的な指標だけでは、その業務実績を評価できないものである。指定管理業務は利用料収入や指定管理料の多寡だけではなく、その業務の水準が問われるものであり、実績評価はその鍵となる制度と言える。現状、結果として、サニーホール及びムーブ町屋の総合評価結果に違和感はないが、今後、より客観的で説得力のある制度とするため、各評価項目の裏付けとして、具体的な評価指標を設定することが望ましいものとする。その際には、仕様書、募集要項及び提案書等において示された重要な事項については、それを指標化することが望ましい。併せて、指定管理業務を標準的に実施した場合を中位水準の評価とし、定量的もしくは具体性のある記述で定める等し、各ランクの水準を明確に定めることが必要なものとする。

2. 本社経費の取扱いについて

(1) サニーホールに係る収支報告

指定管理者より提出された平成27年度の収支報告の概要は、下表のとおりである。指定管理料及び利用料金収入等からなる収入106,381千円に対して、支出は97,613千円であり、8,463千円の収支差額が計上されている。

支出においては、人件費(46,717千円)が47%程度を占めており、次いで、ラングウッドビルの施設設備保守費、警備費及び光熱水費等から構成されるラングウッド分担金(32,431千円)が33%程度を占めている。また、「区納入・返還金」として4,206千円が計上されているが、このうち161千円は指定管理料を構成する建物修繕費の精算に伴う戻入分であり、年度協定書に基づく荒川区への返還金は4,045千円である。一方、本社経費は△2,433千円とマイナス計上されている。

【サニーホールに係る収支報告の概要】

(単位:千円)

項目		平成27年度	
指 定 管 理 事 業	収入	指定管理料	46,617
		利用料金収入	59,291
		その他	168
		収入合計	106,361
業	支出	人件費	46,717
		消耗品費	1,050
		修繕費	2,246
		委託料	9,200
		租税公課	1,740
		ラングウッド分担金	32,431
		本社経費	△2,433
		区納入・返還金	4,206
		その他	2,453
		支出合計	97,613
収支差額		8,463	

(注) 自主事業の収支は計上されていないことから、区分の記載を省略している。

(2) ムーブ町屋に係る収支報告

指定管理者より提出された平成27年度の収支報告の概要は、下表のとおりである。指定管理料及び利用料金収入等からなる収入67,919千円に対して、支出は64,913千円であり、3,006千円の収支差額が計上されている。

支出においては、人件費(32,259千円)が49%程度を占めており、次いで、光熱水費(12,229千円)の18%程度、本社経費(6,347千円)の9%程度と続く。サニーホールと異なり、専用部分の光熱水費を除くセンターまちや管理組合に対する負担金については、指定管理者を介さず荒川区が直接支払う形態となっていることから、同じ区分所有であっても費用構造に差異がある。

【ムーブ町屋に係る収支報告の概要】

(単位:千円)

項目		平成27年度	
指 定 管 理 事 業	収入	指定管理料	35,011
		利用料金収入	32,648
		その他	259
		収入合計	67,919
指 定 管 理 事 業	支出	人件費	32,259
		消耗品費	1,255
		修繕費	2,723
		委託料	3,937
		光熱水費	12,229
		賃借料	1,262
		租税公課	2,453
		本社経費	6,347
		区納入・返還金	1,373
		その他	1,071
	支出合計	64,913	
	収支差額	3,006	

(注) 自主事業の収支は計上されていないことから、区分の記載を省略している。

＝監査の結果及び意見＝

(1) 適切な収支報告の徴収について

サニーホールの本社経費がマイナス計上されているが、これはさくらグループにおけ

る本社経費の算定方法に起因するものである。

さくらグループにおいては、予算作成時における指定管理料及び利用料金収入基準額を基に、各構成員の業務に応じて、構成員ごとの人件費や各種経費（光熱水費、委託料等）並びに本社経費の額を見積もった上で、これを積み上げて各構成員への分配額を決定している。各構成員は、さくらグループより見積もられた額の分配を受けて業務を実施するが、本社経費は、人件費及び具体的な諸経費以外で本社が負担する経費とされているものの、特段、具体的な項目を積み上げて積算されたものではない。また、各構成員が業務を実施した結果、実際の支出額が分配額と相違した場合であっても、原則として精算は行わず、分配総額を一定とするよう本社経費を調整する形を採っている。

以下に数値例を示すが、構成員であるA社に対する分配額が1,000（本社経費100、その他900）に対して、本社経費を除く実際の支出額が1,200であった場合、本社経費を除いた部分での支出超過額300を、本社経費の分配額から差し引き、△200（100 - 300）とすることによって、総額を1,000のままとするものである。逆に、本社経費を除く実際の支出額が分配額を下回っている場合には、当該不足額を本社経費の分配額に加算する形での調整が行われる。

【本社経費の数値例】

数値例：A社への分配額：1,000

（人件費500、諸経費400、本社経費100）

分配額と実際の支出額との対比

区分	分配額 ①	実際の支出額 ②	差異 ① - ②	収支報告額
人件費	500	650	△150	650
諸経費	400	350	+50	350
区納入・返還金	0	200	△200	200
小計	900	1,200	△300	1,200

本社経費の調整

区分	分配額 ①	実際の支出額 ②	調整額	収支報告額
本社経費	100	—	△300	△200

結果として、本社経費は、分配額（予算額）と実際の支出額とを総額で一致させるための調整弁としての性質を有するものとなっている。サニーホールでは本社経

費予算額が5,612千円であったものの、共同事業体の構成員において、本社経費以外の実際の支出額が分配額を超過したことから、これを吸収するために、△2,433千円が本社経費の決算額として計上されている。逆に、ムーブ町屋では本社経費予算額が3,930千円であったものの、本社経費以外の支出額が分配額を下回ったことから、これを加算した6,347千円が本社経費の決算額として計上されている。このように、収支報告書における支出合計（人件費を含む。）において、分配額（予算額）と決算額とが、総額で概ね一致する形となるよう、本社経費の額を決定している。

本社経費以外の費用については適切に計上されているものの、荒川区への収支報告書上、このような算定方法に基づいた本社経費を計上することは妥当ではない。共同事業体の内部管理上は有用な面もあるものと推測されるが、今後、荒川区への収支報告書においては、指定管理者に対して、本社経費の算定方法の見直しを求めることが適当なものとする。

【本社経費に係る予算額と決算額との差異】

区分	予算額	決算額	差異
サニーホール	5,612千円	△2,433千円	△8,045千円
ムーブ町屋	3,930千円	6,347千円	+2,417千円

(2) 本社経費の明確化について

サニーホール及びムーブ町屋の本社経費の予算額は、特段、具体的な項目を積み上げて積算されたものではないことから、その額の妥当性にどこまでの合理性があるのか得心のいく材料が無いのが現実である。実際には、指定管理者からの提案額が基礎となっているとのことあるが、平成24年度以降の提案額と本社経費予算額の推移は、次表のとおりであり、平成24年度～平成25年度は、第1期の企画提案書に記載された提案額と同一であったが、平成26年度において、サニーホール及びムーブ町屋の両館ともに増額されており、特に、サニーホールの本社経費は6割以上の増額となっている。これは、舞台技術スタッフの増員に係る人件費について、従前は、人件費として計上していたが、株式会社共立の本社経費に組み込んだためである。

確かに、サニーホール及びムーブ町屋の指定管理業務においては、荒川区への納付額を算定するにあたり、収支差額ではなく、利用料金収入が利用料金収入基準額を超過した部分の5割としていることから、本社経費の計上額自体は納付額に影響しない。しかし、指定管理者より収支報告を求める意義は、荒川区への納付額を決定するだけでなく、指定管理業務にかかった収支の実態を把握し、財務面から、指定管理業務が適切に遂行されたことを検証するための基礎資料であるとともに、翌年度以降の収支計画の妥当性を検討し、指定管理料の積算の根拠資料となるものである。

適切な収支報告を受けるためには、直接費の適切な集計のみならず、一定の根拠を有する本社経費が計上されることが必要である。現状、荒川区から指定管理者に対して、本社経費の定義等が示されていないが、少なくとも、次の指定管理期間に係る公募時においては、本社経費の定義及び計上範囲を明確にした上で、収支の提案を求めることが必要である。

なお、「4. (補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて」に後述するように、現在、荒川区においては、指定管理者制度の運用における業務や経理の方法について、統一的な指針を作成するべく見直しが行われているところであり、本社経費の明確化もこれに含まれている。詳細が検討されているところであり、かつ、実際に運用する際には、個別事案ごとに検討すべき課題が生じることも想定されるが、是非、この見直しに期待したい。なお、当該見直しにおける本社経費の考え方については、「4. (補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて」に後述する。

【サニーホールに係る本社経費予算額の推移】

第1期提案額	平成24年度 ～平成25年度	平成26年度	第2期提案額	平成27年度
3,357千円	3,357千円	5,612千円	8,400千円	5,612千円

【ムーブ町屋に係る本社経費予算額の推移】

第1期提案額	平成24年度 ～平成25年度	平成26年度	第2期提案額	平成27年度
3,121千円	3,121千円	3,930千円	4,940千円	3,930千円

3. 指定管理者からの収益還元方法について

サニーホール及びムーブ町屋は、年度協定書第5条において、当該年度定める利用料金収入基準額を超える利用料金収入が発生した場合には、その超過額の5割（千円未満切り捨て）を、指定管理者は荒川区に納付（還元）することとされている。

（平成27年度の利用料金収入）	
第5条	平成27年度の利用料金収入基準額は、金51,201千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。（注）ムーブ町屋の利用料金収入基準額は29,902千円。
2	前項の基準額を超える利用料金収入が発生したときは、指定管理者は基準額超過分の5割（千円未満切り捨て）を荒川区に支払うものとする。
3	平成27年度利用料金収入とは、平成27年度中の施設利用に係る利用料金収入をいう。

（年度協定書より、監査人が作成。）

平成27年度においては、サニーホールの利用料金収入基準額51,201千円に対して、実際の利用料金収入は59,291千円であったことから、超過額8,090千円となり、結果、4,045千円が納付されている。同様に、ムーブ町屋においては、利用料金収入基準額29,902千円に対して、実際の利用料金収入は32,648千円であったことから、超過額2,746千円となり、結果、1,373千円が納付されている。

区分	利用料金収入 基準額	利用料金収入	超過額	納付額
サニーホール	51,201千円	52,291千円	8,090千円	4,045千円
ムーブ町屋	29,902千円	32,648千円	2,746千円	1,373千円

＝監査の結果及び意見＝

（1）還元額算定方法の統一について

現在、荒川区において利用料金制を採用している指定管理業務に関しては、あらかじめ一定の基準を設定した上で、その基準を超過した場合には、当該超過額の5割に相当する額を荒川区に還元することとされている。その際、本年度の監査対象であるサニーホール及びムーブ町屋を含む文化施設に係る指定管理業務においては、利用料金収入に関して基準額を設定し、当該利用料金収入基準額を超える利用料金収入が発生した場合には、

その超過額の5割を、指定管理者は荒川区に納付（還元）することとされているが、一方で、スポーツセンターや自転車駐車場の指定管理業務においては、収支差額の5割を、荒川区に納付（還元）することとされている。このように、荒川区への還元額の算定方法には、複数の方法が併存しているが、特段、明確な設定理由がある訳ではなく、各所管部署が個々に判断した結果、複数の方法が存在しているという状況である。また、サニーホール及びムーブ町屋の指定管理業務においては、募集要項において、一定の収益還元を求める旨が明示されているが、他の施設においては、募集要項には明示せず、指定管理者からの提案として採用している形態を採っているものもある。

指定管理者制度は民間の能力の活用を目指したものであり、指定管理者が利益を獲得することは、その原動力となるものであるが、公の施設を使用した収益獲得行為である側面がある。このため、利用料金制度を採用する指定管理者に一定の収支差額等が生じた場合に、荒川区に対する還元を求めることにも一定の合理性があるものと言える。一方で、指定管理者にとっては、当該業務から得られる利益に大きな影響を与える事項であることから、利用料金制度を採用する指定管理者からの収益還元については、全区的な共通方針を策定した上で、指定管理者の募集時において明示することが望ましいものとする。その際、複数の方法が併存している還元額の算定方法についても、各々のメリット及びデメリットを検討の上、荒川区としての考え方を整理することが必要である。

なお、「4.（補足）荒川区における指定管理者制度の見直しについて」に後述するように、現在、荒川区においては、指定管理者制度の運用における業務や経理の方法について、統一的な指針を作成するべく見直しが行われているところであり、その中において、荒川区への還元額は収支差額を基準として算定することに統一されることが想定されているとのことであり、これが実行されれば、本件は解消されるものである。

（2）収益還元方法の多様化について

現在、サニーホール及びムーブ町屋においては、利用料金収入基準額を超過した場合に、その5割を荒川区に納付することとされている。当該納付額は利用者から徴収した利用料金を財源とするものであるが、一般会計の歳入として取り扱われることから、荒川区全体の財政には寄与するものの、必ずしも、利用者に対する直接的な還元が企図されている訳ではない。確かに、利用料金の水準は、当初の建設費用を全て賄う水準には設定されておらず、毎年度、利用料金とは別に指定管理料が投入されていることから、当該納付額を荒川区の一般会計の歳入とすることにも合理性があるものとする。一方で、利用料金収入も、平成27年度におけるサニーホールの収入の約55%、ムーブ町屋の収入の約48%を占めていることから、当該納付額の一定割合を、利用者により直接的に還元する方策を検討することも意義あるものとする。例えば、要納付額の一定割合を荒川区に納付させるのではなく、指定管理者からの提案がある場合には、指定期

間中は指定管理者が管理することとし、区民参加型の芸術文化事業の実施財源とすること等が考えられる。いずれにしても、指定管理者の創意工夫をより発揮させ、一層の芸術文化施策の振興に資するためにも、荒川区に資金を納付させるだけでなく、一定の条件の下に、利用者に直接的に還元し得る方策を検討することが望ましいものとする。

4. (補足) 荒川区における指定管理者制度の見直しについて

荒川区においては、これまでの包括外部監査での指摘及び荒川区議会での議論等を踏まえて、今後の指定管理者制度に対する考え方を整理しつつあり、監査が実質的に終了した後の平成29年2月に、次のような見直しの方向性が示された。

見直しの方向性

- 不統一、あるいは不明確であった本部経費等の経理内容及び利益額の明確化によって、透明性を向上させる。
- 利益を確保するために、必要以上に人件費を圧縮していないことを明確にするため、人件費を実費精算するとともに、提案に当たって、5年の指定期間における賃上げ分も含んだ提案を求める。
- 指定管理者の運営状況を正当に評価する実績評価を目指し、専門家を活用した評価を実施する。

この見直しは、本部経費（もしくは本社経費）の取扱いのように、これまで荒川区としての明確な指針が存在せず、各指定管理者によって実施方法が異なっていた事項も含めて、指定管理者制度運用における業務や経理方法について、統一的な指針を作成し、指定管理者と荒川区とが、その指針に則って業務や実績評価を行うことで、より明確かつ、分かりやすい形で、指定管理業務の実態を区民に示していくことを主眼とするものとのことである。詳細は確定していないものの、①本部経費の経費項目として明確化、②人件費に対する実費精算方式の導入、③当初（予算段階）からの利益額の設定、④荒川区への還元方法の明確化、⑤実績評価方法の実効性向上策、等が含まれることが予定されており、これが実行されれば、これまでの外部監査において指摘されてきた事項の多くが解消に向かうものと期待される。

「①本部経費の経費項目として明確化」は、これまで明確に位置づけられていなかった本部経費について、「当該施設の運営に際し必要となる基礎的な経費のうち、当該施設外で支払が発生する経費」として管理運営費の一項目に位置付けられ、次のような考え方とすることが検討されている。

本部経費の考え方

- 施設運営においては、本社の総務・人事・経理部門等の人件費等、直接経費以外にも必要な経費「間接経費」が生じるものと想定されるため、内容を明確にした上で、経費として計上を認めることとする。
- 計上については「管理費（本部経費）」にのみ認めることとする。
- なお、経費計上が認められる本部経費は、検証可能なものに限られるものとし、

- 支出内容、算出方法、算出根拠が資料により明らかにできることを条件とする。
- 公募時においては、本部経費として計上したいものについて、項目、考え方、算出方法、検証方法等を併せて提案を求める。
 - 算出において按分が必要な場合は、合理的な基準をもって算出するものとする。
 - 適切な算出基準や算出方法は事例によって異なると考えられるため、各ケースに適した算出方法の提案を求める。

詳細が検討されているところであり、かつ、実際に運用する際には、個別事案ごとに検討すべき課題が生じることも想定されるが、これが実行されれば、「2. 本社経費の取扱いについて」に記載したサニーホール及びムーブ町屋の指定管理業務に係る本社経費の問題に関しては、解消されるものとする。

また、「③計画段階（予算段階）からの利益額の設定」は、指定管理者の公募時において、指定管理者が確保したい利益額の提案を求めることを検討しているものであり、従前、予算段階では利益額（収支差額）0円としていた考え方を抜本的に変更するものである。指定管理業務自体の意義とは別に、民間事業者は営利活動の一環として当該業務を行うものである以上、例え、予算段階であったとしても、一定の目標利益を有することは当然であり、実態に即した制度設計を検討しているものと言える。また、予算段階で利益額（収支差額）を0円とすることが、実質的な利益を本部経費に求める誘因となっていたものとも考えられることから、①本部経費の経費項目として明確化と併せて、指定管理業務に係る経理の透明性の向上に資するものと考えられる。

加えて、「②人件費に対する実費精算方式の導入」により、人件費が過度に圧縮されることの防止を図るとともに、「④荒川区への還元方法の明確化」として、実費精算を行う人件費及び修繕費を除いた部分における収支差額が、予定していた利益額を超過した場合は、原則として、当該超過額の2分の1又は協定書で定めた額を荒川区に返還（還元）することを検討している。これが実行されれば、「3. 指定管理者からの収益還元方法について」に記載した還元額算定方法の統一は実現するものと言える。

これ以外にも、「⑤実績評価方法の実効性向上策」として、指定管理者が荒川区へ提出する書類の見直しや、専門家による各指定管理施設への立入検査等が検討されているとのことである。

いずれにしても、前向きで積極的な見直しが検討されており、その実現を期待したい。

5. 発生主義に基づくコスト計算について

今般の監査対象であるサニーホール及びムーブ町屋の管理運営に関する収支は、区の一般会計に包含されており、所謂、官庁会計と呼ばれる単式簿記・修正現金主義に基づき決算値が作成されている。この場合、減価償却費や引当金を中心とする現金の支出を伴わない費用は計上されない。また、「第二 サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に係る歳入・歳出」にて記載したように、日暮里サニーホール費及びムーブ町屋費の中には、荒川区の正規職員の人件費は含まれていない。このため、発生主義ベースでのフルコストの把握を試みることとし、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に係るフルコストを試算するとともに、利用料金収入との対比を実施した。

荒川区においては、平成28年度より、所謂「東京都方式」による新地方公会計制度の導入を予定し、現在、固定資産台帳の整備などを、鋭意進めているところである。しかし、監査時点においては、固定資産台帳が確定していないことから、公有財産台帳等のデータを前提としたこと、また、複数の業務を担当する職員の人件費について、各業務に按分するための客観的な根拠資料などが存在しないことから、当該コスト分析は、監査人において、一定の仮定を置いた試算となっている点、留意が必要である。

＝監査の結果及び意見＝

(1) 荒川区が直接負担するコストの試算

① コストの試算方法

サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に関して、荒川区がどれだけのコストを負担しているのか把握するため、以下の仮定を置いた上で試算した。

【仮定】

- サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に従事する荒川区職員の人件費については、事務事業分析シート（平成27年度）の根拠資料として作成されている「人件費・減価償却費算出シート」上の人件費の額を計上するものとした。
- 退職金及び退職給与引当金繰入額については、データの制約上、省略している。
- 固定資産の取得価額については、公有財産台帳及び供用備品一覧表等の荒川区から提供された資料を基礎とした。耐用年数については、「新地方公会計制度実務研究会報告書（平成18年10月 総務省）」における「基準モデルに基づく財務書類作成要領」の別表を基礎とし、これに該当の無いものについては、法人税法における減価償却資産の耐用年数表を参考に設定した。
- 償却方法は、定額法による。

② サニーホールの管理運営に要した荒川区のコスト

平成27年度において、サニーホールの管理運営のために荒川区が直接負担したコストは96,816千円であり、利用者一人あたり627.5円を、荒川区は負担したこととなる。なお、指定管理者への前受金交付額（17,582千円）は、平成27年度における日暮里サニーホール管理運営費に含まれるが、平成26年度に指定管理者より納付されたものであることから、コストからは除外している。

【サニーホールの管理運営に要した荒川区のコスト】 (単位：千円)

区分	金額	摘要
職員人件費①	3,078	荒川区職員の人件費
日暮里サニーホール 管理運営費②	77,061	荒川区歳出決算の計上額
前受金支出額	△17,582	指定管理者への前受金交付額
歳入額③	△10,009	荒川区歳入決算の計上額
減価償却費④	44,268	建物：44,268
総合計 ①+②+③+④	96,816	荒川区が直接負担したコスト

利用者数	154,274人
利用者一人あたりのコスト	627.5円

③ ムーブ町屋の管理運営に要した荒川区のコスト

平成27年度において、ムーブ町屋の管理運営のために荒川区が直接負担したコストは164,017千円であり、利用者一人あたり1,313.1円を、荒川区は負担したこととなる。サニーホールと比べて2倍程度高い水準となっているが、当初建設費が相対的に高いことと、毎年度の負担金の水準も相対的に高くなっていること、多目的ホールの規模が異なり、ムーブ町屋の方が1催事あたりの利用者数が少なくなる傾向にあること等が要因として考えられる。

【ムーブ町屋の管理運営に要した荒川区のコスト】 (単位：千円)

区分	金額	摘要
職員人件費①	2,309	荒川区職員の人件費
ムーブ町屋 管理運営費②	90,009	荒川区歳出決算の計上額
前受金支出額	△12,106	指定管理者への前受金交付額

歳入額③	△ 1,430	荒川区歳入決算の計上額
減価償却費④	85,235	建物：84,953 備品：282
総合計 ①+②+③+④	164,017	荒川区が直接負担したコスト

利用者数	124,904人
利用者一人あたりのコスト	1,313.1円

(2) 指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算

① 指定管理者の管理運営費も含めた総コストの試算方法

サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に関しては、「利用料金制と指定管理料との併用制」の指定管理者制度が導入されていることから、利用者からの利用料金は指定管理者の収入とされ、荒川区の決算には、直接、利用料金収入や管理運営に要する費用は計上されない。しかし、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営のために、実際、どれだけのコストが発生しているかを把握し、利用者から徴収する利用料金の水準の妥当性等を検討するためには、指定管理者の管理運営費も含めた総コストを把握する必要がある。なお、総コストを試算するにあたっては、「(1) 荒川区が直接負担するコストの試算」にて算定したコストに、次の額を加減算するものとした。

【加算額】

- 指定管理者から提出された収支報告における支出額の合計

【減算額】

- 荒川区から交付された指定管理料を控除。
- 指定管理者から荒川区に対する納付金及び返還金を控除。

② サニーホールの総コスト

サニーホールの管理運営のために要する総コストは143,606千円であり、利用者一人あたり総コストは930.8円と試算される。一方、利用者が、施設利用の対価として支払った利用料収入は59,291千円であり、一人あたり収入額は384.3円である。結果、総コストに対する利用者負担率は41.2%と試算され、サニーホールの管理運営に係る総コストの4割程度を利用者が負担している計算となる。

【サニーホールの管理運営に係る総コスト】

(単位：千円)

区分	金額	摘要
荒川区が 直接負担するコスト①	96,816	
減算額(その1)②	△46,617	荒川区から交付した指定管理料
指定管理者の支出③	97,613	指定管理者からの収支報告による 支出
減算額(その2)②	△4,206	荒川区への納付/返還金
総合計 ①+②+③+④	143,606	総コスト

利用者数	154,274人
利用者一人あたり総コスト：A	930.8円
利用料収入	59,291千円
利用者一人あたり利用料金収入額：B	384.3円
利用者負担率：B÷A	41.2%

③ ムーブ町屋の総コスト

ムーブ町屋の管理運営のために要する総コストは192,546千円であり、利用者一人あたり総コストは1,541.5円と試算される。一方、利用者が、施設利用の対価として支払った利用料収入は32,648千円であり、一人あたり収入額は261.4円である。結果、総コストに対する利用者負担率は16.9%と試算され、ムーブ町屋の管理運営に係る総コストの2割弱程度を利用者が負担している計算となる。

【ムーブ町屋の管理運営に係る総コスト】

(単位：千円)

区分	金額	摘要
荒川区が 直接負担するコスト①	164,017	
減算額(その1)②	△35,011	荒川区から交付した指定管理料
指定管理者の支出③	64,913	指定管理者からの収支報告による 支出
減算額(その2)②	△1,373	荒川区への納付/返還金
総合計 ①+②+③+④	192,546	総コスト

利用者数	124,904人
利用者一人あたり総コスト：A	1,541.5円
利用料収入	32,648千円
利用者一人あたり利用料金収入額：B	261.4円
利用者負担率：B÷A	16.9%

④ 利用料金水準の設定にあたっての考え方の開示について

荒川区においては、公の施設の利用料金を含む各種利用料及び使用料等については、荒川区使用料等検討委員会を設置し、概ね3年ごとに、その水準の妥当性を検討している。その際には、前年度の決算数値等を基礎とした原価計算を行い原価（コスト）を算定した上で、施設の種類ごとに設定された利用者負担率を勘案し、あるべき利用料金（基準利用料金）を算定している。当該基準利用料金と実際の利用料金との間の乖離が3割を超える場合には、利用料金水準を見直す検討を行うとのことである。

サニーホール及びムーブ町屋は「選択的・採算的サービス」の一つとされている。「選択的サービス」とは、法令等に基づく基本的な行政サービスではなく、区民の日常生活をより快適で潤いのあるものにするために提供するサービスと定義されており、「採算的サービス」とは、民間において市場原理により提供されているサービスと定義されている。サニーホール及びムーブ町屋を設置する目的は、区民文化の向上と地域コミュニティ活動の促進を図ることであるが、サービス提供手段としては貸館業務であり、「選択的・採算的サービス」とすることは合理的なものと言える。また、「選択的・採算的サービス」に係る利用料金等に関しては、減価償却費を含む原価に対する利用者の負担率を75%もしくは100%とするものとされている中、サニーホール及びムーブ町屋の利用者負担率は100%とされており、原価の全額を利用者が負担する施設と位置付けられている。

サニーホール及びムーブ町屋の利用料金については、平成27年度の荒川区使用料等検討委員会において、平成26年度決算の数値を基礎に検討されており、結果的に、利用料金の変更はなされていない。一方、今般の監査における利用者負担率の試算（平成27年度決算値ベース）においては、サニーホールで4割、ムーブ町屋で2割弱程度となっており、荒川区にて想定している水準とは大きな乖離が生じているように見える。この主要因としては、今般の監査におけるコスト試算は、監査人の置いた一定の仮定に基づくものであるとともに、荒川区における原価計算とはコストの集計範囲が異なる部分があること等が考えられる。特に、監査人の試算においては、両館の管理運営に係る総コストを基礎としているが、荒川区においては、両館にて発生する原価総額に、貸室割合（施設の総延べ面積に対する貸室面積の割合）を乗じた額を基礎としている点に大きな相違がある。これは、ホールや会議室等といった利用料金が設定されている部分（専有利用部分）の面積に相当する原価については、利用料金として利用者に負担を求める

ものの、受付前のスペース、トイレ、廊下及び機械室等といった部分（非専有利用部分）の面積に相当する原価については、指定管理料という形態で、広く区民に負担を求める方針によるものである。現状の貸室面積の割合は、サニーホールで約27%、ムーブ町屋で約20%に過ぎないことから、監査人が試算したような施設全体のコストに対する利用者負担率は、それだけ低くなる。また、利用料金の設定に際しては、施設の100%稼働を前提とした水準で料金が設定されており、荒川区使用料等検討委員会において利用料金水準の妥当性を検討する際には、100%稼働を前提とした基準利用料金を算定し、当該基準利用料金と実際の利用料金との間の乖離が3割を超えるか否かを一つの判断基準としている。このため、実際の稼働率が100%よりも低ければ低い程、利用者負担率の実績値は低くなるが、見直しの要否の変更に際しては、実際の稼働率の影響は捨象されることとなる。

公の施設の利用料金水準をどのような水準に設定するかは、荒川区の施策の方向性、目的に照らした施設利用の実態、荒川区内の他の施設の利用料金等との均衡や他区類似施設の状況等といった種々の要素を勘案の上で決定されるものであり、政策判断の要素が強く反映される性格のものである。利用者負担率を絶対視し、機械的に利用料金水準を決定することは、必ずしも、その施設の目的を達成する上で有用なものとは限らず、現行の荒川区における利用料金の設定方針も、一つの考え方として理解できるものである。ただし、サービスの受益者である施設利用者に応分の負担を求めることは、公正性の観点からも重要であるとともに、利用者に負担を求めるに際し、そのサービスの提供に要したコストに照らして、どういった考え方で、どの範囲のコストを、どの程度の負担を求めることとしているのか指し示すことは、負担者の納得感を得る上で重要なものと考えられる。

平成28年度から導入される新地方公会計制度により、各施設の減価償却費や引当金等を含むコスト情報（原価）の把握は、適時かつ容易になるとともに、固定資産台帳に基づく厳密なコスト情報が広く、区民も含めて広く開示されるようになることが想定される。その際、区民を含む利用者に対して利用料金水準に対する理解を促し、その妥当性に納得感を持ってもらえるよう、設定にあたっての考え方についても、併せて開示することが望ましいものと考えられる。

（3）減価償却費の算定基礎と固定資産台帳の整備・運用に向けて

① 減価償却費の算定基礎

公有財産台帳にはサニーホールの土地（総取得価格：41,346千円）及び建物（総取得価格：2,012,166千円）、ムーブ町屋の土地（総取得価格：1,516,647千円）及び建物（総取得価格：3,861,487千円）が計上されており、このうち、

建物が減価償却計算の対象となる。サニーホール及びムーブ町屋は、区分所有ではあるものの、建物の本体（躯体部分）だけでなく、一部の電気設備や給排水設備等についても含めた各種工事価格を合算した金額が計上されているものと考えられる。また、建設時に調達した初度調度備品についても、建物の総取得価格に含まれていることが想定されるが、これらについては、データの制約上、分離することが困難であることから、一般の試算においては、建物一体として減価償却を実施するものとした。

加えて、供用備品一覧表から取得価格50万円以上の重要な物品を抽出し、減価償却の対象とした。なお、減価償却計算は、取得の翌年度より実施するものと仮定し実施した。

② サニーホールの減価償却費

サニーホールの減価償却費の対象となるものは、区分所有する建物のみである。

【建物】 (単位：千円)

区分	取得価額	取得年月	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	2,012,126	H元.2	47年	0.022	44,268
合計	2,012,126	—	—	—	44,268

(注) 減価償却費＝取得価額×償却率（以下、全て同じ。）

③ ムーブ町屋の減価償却費

ムーブ町屋の減価償却費の対象となるものは、区分所有する建物と備品である。

【建物】 (単位：千円)

区分	取得価額	取得年月	耐用年数	償却率	減価償却費
建物	3,861,487	H8.3	47年	0.022	84,953
合計	3,861,487	—	—	—	84,953

(注) 減価償却費＝取得価額×償却率（以下、全て同じ。）

【備品】 (単位：千円)

区分	取得価額	取得年月	耐用年数	償却率	減価償却費
所作台	1,599	H18.3	15	0.067	107
整流器	524	H25.6	6	0.167	88
整流器	524	H25.6	6	0.167	88
合計	2,647	—	—	—	282

④ 今後の固定資産台帳の整備・運用に向けて

今般の監査における減価償却費の算定にあたっては、公有財産台帳において、電気設備、給排水設備及び空調設備等とともに、初度調達備品が建物（躯体等）と一体として記載されていることが想定されたが、データの制約上、建物一体として減価償却を実施するものとした。本来は、建物（躯体等）と電気設備や配管設備等といった建物附属設備、その他備品類とは耐用年数が異なることから、固定資産台帳上、それぞれを区分して把握することが重要である。しかし、過去のデータに関しては、必ずしも区分して把握されていないことから、一定の仮定を置いた上でのコスト計算とならざるを得ない。

荒川区では、平成28年度からの新地方公会計制度（東京都方式）の適用開始に向けて、固定資産台帳の整備を進めているとのことであるが、今般の監査においては、未だ作成途上であり、その内容を確認するに至らなかった。しかし、固定資産台帳を整備するにあたっては、取得価額の情報を記録するのみならず、一つの施設に関して、空調や電気・排水設備、その他の器具備品などについて、どの程度まで詳細に区分し固定資産として認識するのか、そのメリットと煩雑性とのバランスを取りながら、全庁的に水準を統一して運用する必要がある。実務上、一定の程度において細分化をとどめることは必要であるが、一方で、余りに大括りな場合には、建物本体の長い耐用年数に引きずられ、減価償却費が過少に計上されるとともに、大規模改修や取替工事の際に、適切な除却処理が困難となるおそれがある。

今後の適切な事務の実施を期待したい。

IV. 施設利用及び利用料収入関連について

1. 施設の申込手続等の概要及び利用料金納付に係る特例について

(1) 施設の申込手続等の概要

サニーホール及びムーブ町屋を利用するにあたっての申込手続及び施設利用の概要は、次のとおりである。

① 申込手続

利用希望者は、各館の窓口（もしくは電話）にて施設の空き状況を問い合わせ、仮予約を行う必要がある。ただし、荒川区内在住者等を対象として、申込み開始日（毎月の営業日初日）に抽選会を実施しており、抽選会実施後、電話での仮予約の受け付けが開始される。

両館の予約は、各館の窓口（もしくは電話）で行う必要があるが、サニーホールは会議室、ムーブ町屋はスタジオのみインターネットでの予約が可能である。電話又はインターネットから予約した場合には、仮予約日後1週間以内に、各館の窓口にて利用申請書を提出する必要があるが、当該期間内に申請書の提出が無い場合には、当該予約の取消しがあつたものとされる。指定管理者が利用申請を承認した場合、申請者に対して利用承認書を交付するとともに、交付を受けた利用者は、原則として、直ちに利用料金を納付する必要がある。実務的には、利用料金の納付と引き換えに利用承認書を交付する運用が取られている。

ちなみに、利用希望者は、催し物の名称、目的、入場料の有無、時間等を利用申請書に記載し提出する必要があるが、利用、変更及び取消し等にあたっては、以下の書類を提出する必要がある。

区分	必要となる書類
利用申請	利用申請書
利用料金の還付	利用料還付請求書
利用料金の減免	利用料減免申請書
利用変更もしくは取消	利用変更・取消申請書

また、申込期間は以下のとおりであり、区民等（区内に住所・事務所・事業所を有する者、又は区内の事務所等に勤務する者。）が優先的に申し込むことが可能となっている。ただし、荒川区及びACCの申込開始は区民等に1日先行することとされている。

【ムーブ町屋】

区民等	利用日の12ヶ月前の月の1日から利用日の5日前まで
区民等以外	利用日の11ヶ月前の月の1日から利用日の5日前まで

(注) 全施設共通。

【サニーホール】

施設名	区内	区外
ホール	利用日の12ヶ月前の月の1日から利用日の5日前まで	利用日の11ヶ月前の月の1日から利用日の5日前まで
コンサートサロン	利用日の12ヶ月前の月の1日から利用日の前日まで	利用日の11ヶ月前の月の1日から利用日の前日まで
会議室	利用日の3ヶ月前の月の1日から利用日当日まで	利用日の2ヶ月前の月の1日から利用日当日まで

② 施設利用時

利用の当日、利用者は受付窓口を利用承認書を提示し、指定管理者の確認を得た上で、施設を利用することとなる。また、サニーホールのホール及びコンサートサロン、ムーブ町屋の多目的ホールを利用する場合、原則として、利用日の一定日前までに、舞台、照明及び音響等の使用備品や当日の進行等といった必要事項を、指定管理者の技術担当係員と打ち合わせることが求められている。加えて、舞台、照明、音響及びその他の施設や設備を使用もしくは操作する場合においては、指定管理者職員の指示に従うこととされている。

なお、指定管理者が申請者に対して利用承認書を交付した後であっても、利用の目的又は利用の条件に違反したとき、係員の指示に従わないとき等においては、利用承認の取消し、制限、停止・中止を行うことがある。

③ 利用者が使用する備品等

有料の付帯設備以外にも、会議室等においては、机及び椅子等が備え付けられており、利用者が使用することが可能であるが、利用後においては、当該机等を元の状態に戻すことが求められている。また、利用者が持ち込んだ物品等を、指定管理者が預かることは行っておらず、複数回の利用が想定される場合であっても、必要な場合には、利用の都度、各自の物品等を持ち込むことが求められる。

(2) 利用料金納付に係る特例

本来、利用の承認を受けた者は、直ちに利用料金を指定管理者に前納しなければならないが、サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールについては、サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第12条において、特別の定めが置かれている。

- ①荒川区又はACCが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとする。
- ②利用承認の際に利用料金の全額を納付することが困難であると認められる場合には、利用承認の際に規定の利用料金の額の100分の50以上に相当する額を納付したときに限り残額は、利用日の15日前までに納付することができるものとする。
- ③利用承認の際に規定の利用料金の額の100分の50以上の額を納付することが特に困難と認められる場合には、利用日までに納付することができるものとする。

(サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則より、監査人が作成。)

2. 特定の文化団体への取扱いについて

サニーホール及びムーブ町屋を利用する場合、各施設の申込み開始日に行われる抽選会実施後、窓口、電話もしくはインターネットによる仮予約の受付が開始される。仮予約はあくまで仮押さえであり、仮予約をした者は、仮予約日後1週間以内に所定の利用料金を納付し、利用申請を行う必要がある。もし、当該期間内に申請書の提出が無い場合には、当該予約の取消しがあったものとされる（サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第5条）。

また、利用者の所有物品等について、指定管理者にて預かる運用は行っていない。

=監査の結果及び意見=

サニーホール及びムーブ町屋を利用する場合、仮予約日後1週間以内に利用料金を納付する必要があるが、特定の文化団体においては、仮予約日から利用料金を納付し利用申請を行うまでの期間が1週間を超えるにも関わらず、これを容認する取扱いがなされていた。

事例として、サニーホールにおける2事案を以下に示す。例えば、利用日が平成27年6月26日のホール利用の事案の場合、平成26年6月2日に仮予約をしており、本来であれば、その後1週間以内に利用料金を納付し、利用申請を行う必要があったにも関わらず、実際に利用料金が納付され利用申請が行われたのは、11ヶ月が経過した平成27年5月27日であった。サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則に基づけば、当該予約の取消しとすべきところ、これを取り消さない運用がなされていた。特に、ホール及びコンサートサロンを使用していたサニーホールにおいては、その頻度が高く、平成27年度においては41回（利用料金で1,439千円相当）に上っている。会議室（ハイビジョンルーム）を中心に使用していたムーブ町屋においては5回（利用料金で18千円相当）であった。

【サニーホールにおける事案例】

仮予約日	申請日 (納付日)	利用日	利用料金	利用施設
平成26年 6月2日	平成27年 5月27日	平成27年 6月26日	92,950円	ホール
平成26年 10月2日	平成27年 9月1日	平成27年 10月1日	20,150円	コンサートサロン

加えて、当該団体は落語会を開催する団体であるが、そこで使用する座布団やめくり

台等の保管を指定管理者に依頼して、倉庫の空きスペース等に保管させており、監査時に、サニーホール及びムーブ町屋の館内施設を視察した際においても、当該物品類が保管された状態であった。

所管課である区民課によれば、平成元年のサニーホールの開館時において、荒川区民会館(サンパール荒川)を含めた文化施設の稼働率向上及び芸術文化の振興を図るため、落語のイベントを開催するよう公社から要請したことが発端とのことであり、その後、特段、公社及びACCと直接的な関係が無い状況であるにも関わらず、特例的な取扱いを黙認してきたとのことである。確かに、荒川区内における芸術文化活動において、各種の落語団体の活動が果たす役割は大きいものではあるものの、特定の団体に対して特例的な取扱いを認めることの理由とはならない。本来、当該団体の活動が、荒川区の芸術文化事業に対して貢献するものであれば、ACCの主催事業として組み込む等、正規の方法で支援することが適切なものであり、現状の方法は、他の利用者との取扱いにおいて公平性に欠けるものと言わざるを得ない。

なお、監査の過程において、所管課からは、今後は他団体と同様に扱うとともに、現在仮予約されている利用枠については、速やかに利用料金の納付及び利用申請を行わせること、並びに当該団体の荷物の保管は行わないこととする旨の説明がなされた。監査途上である平成28年10月27日の時点において、25件(利用料金で1,431千円相当)の仮予約がなされている状況であったが、その後の所管課の指導により、平成28年12月末において、全件の納付及び利用申請がなされ、保管物品についても撤去が行われている。本件に関しては、これにより取扱いは正常化したものと言えるが、いずれにしても、稟議書等の正式な承認行為等を経ずに黙認する方法で、特定の団体への特例的な取扱いを認めることは適切ではなく、今後、類似の事例が生じないように求めるものである。

3. 前受金の管理について

サニーホール及びムーブ町屋の利用にあたっては、利用料金を前納することが定められており、利用者が翌年度の日付での利用申請を行った場合には、指定管理者は、当該利用料金を前受金として受領することとなる。前受金は、指定期間中においては、指定管理者の責任により管理されるが、指定期間の最終年度においては、指定管理者の交代もあり得ることから、指定管理者は当該前受金相当額を荒川区に納付する。その上で、翌年度の新指定期間当初に、荒川区は、新指定管理者に対して前受金相当額を交付することとなる。監査対象である平成27年度は、指定期間の初年度であることから、荒川区より指定管理者であるさくらグループに対して、前年度に指定管理者より納付された平成27年度分の前受金相当額（サニーホール17,582千円、ムーブ町屋12,106千円）が交付されている。

=監査の結果及び意見=

平成23年度決算において、前指定管理者より納付されるべき前受金の一部が未納となったことから、平成24年度以降の現指定管理者（さくらグループ）からは、前受金に係る預金口座を、指定管理業務用のものとは別口座とするとともに、毎月の報告義務を課す等といった前受金の管理体制の強化が図られている。具体的には、現行の基本協定書第36条において、指定管理者は、前受金を、通常の指定管理業務に使用する預金口座とは別の口座で管理するとともに、毎月、前受金用口座の預金通帳の写しとともに、当月に受領した前受金の金額を、書面で荒川区に通知することを定めている。

(利用料金の前受金の取扱い)

第36条 利用料金の前受金とは、当該年度中に利用者等により支払われた利用料金のうち、翌年度の利用に伴う利用料金のことを指す。

2 甲（荒川区）は、本指定期間の初年度の前年度に受けた利用料金の前受金を、同期間の初年度5月末までに乙（指定管理者）に引き渡すものとする。

3 乙（指定管理者）は、利用料金の前受金を、第56条に定める銀行口座とは別口座で管理し、当月に受けた利用料金の前受金の金額を翌月10日までに甲（荒川区）に通知し、当該口座の当月末の残高を証明する書類を翌月末までに甲（荒川区）に提出するものとする。

4～6 略

()内は、監査人が付記。

(基本協定書より抜粋)

また、これ以外にも、指定管理者の公募時においては、中小企業診断士による財務診断が実施され、「収益性」・「成長性」・「安定性」・「活動性・健全性」の4項目から、財務面における指定管理者の適格性が検討されるとともに、毎年度の指定管理者実績評価委員会においては、中小企業診断士による財務状況の評価が行われ、指定管理者の運営能力・経営状態についての確認がなされている。

以上のように、所管課においては、従前と比べて、前受金の管理体制の強化が図られており、この点、評価できるものであるが、毎年度の実績評価における財務状況の評価において、仮に指定管理者の資金繰りに支障を来すことが想定される場合に、どのように対応するかルール化しておくことも必要である。例えば、財務状況の評価において、財務の安全性を主眼として、一定程度、経営状況が悪化した状態を定義し、当該定義に該当する場合には、資産保全措置の観点から、翌年度の指定管理業務においては、指定管理者が受領した前受金について、残高の報告だけではなく、毎月、荒川区に納付させるようにすること等が考えられる。また、未収債権を生じさせないためには、早目にその予兆を掴み対応することが重要である。このため、毎年度の実績評価だけではなく、日常的な指定管理者との接触の中で、業者に対する支払の遅延や引き延ばし等といった予兆を把握した場合には、適宜、指定管理者と協議し、資金繰りに問題がないことを説明させる等の対応も考えられる。

いずれにしても、前受金の管理は、利用料金方式を採用する指定管理者制度において共通の問題点であり、全庁的な検討が図られることが望ましいものであり、荒川区の統一的な前受金管理方針を策定することが望ましいものとする。

4. 消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う利用料金への転嫁について

サニーホール及びムーブ町屋のような公の施設の利用料金に関しては、総務省より、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言として、以下の通達が発出されている。

「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」
（総行行第198号 総行経第28号 平成25年12月4日）

平成26年4月1日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるようお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこと。

2 公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として收受させている場合には、1と同様に消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。

その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、地方公共団体において適切に対処されたいこと。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、地方公共団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上されたいこと。

なお、地方公共団体が公の施設の管理を指定管理者に行わせることは、地方公共団体が指定管理者からサービスの提供を受けてその対価を支払う関係として、消費税の課税対象と解されていることを申し添えます。

＝監査の結果及び意見＝

消費税率（地方消費税率を含む。以下、同じ。）については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられているが、サニーホール及びムーブ町屋の利用料金については、荒川区使用料等検討委員会での検討の結果、あるべき（基準）利用料金と実際の利用料金との間の乖離が3割を超えないものとして改定は行われておらず、消費税率の引き上げに伴う指定管理者の負担増加分については、指定管理料を増額することにより対応されている。このように、消費税（地方消費税を含む。以下、同じ。）の増額分は荒川区の一般会計が負担していることから、利用者ではなく、荒川区民を含めた納税者一般が負担していることとなる。

文化施設の利用料金は公の施設を用いた役務提供であり、かつ、当該施設の利用者から役務提供の対価として負担を求める受益者負担という仕組みをとっている。したがって、消費税が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえると、消費税率の引き上げに伴う負担は、円滑かつ適正に、利用者に転嫁されることが原則である。

仮に当該転嫁が行われない場合、消費税の負担者が、本来、最終的な負担者となるべき消費者（利用者）ではなく、荒川区すなわち荒川区民を含む納税者の負担となってしまう。確かに、利用料金の水準をどうするかは政策的な配慮があり得るものであり、消費税の転嫁についても、当該配慮を踏まえて判断されるものである。しかし、消費税率引き上げの程度が高まるにつれ、利用者と荒川区（納税者）との間の消費税負担のバランスが崩れ、消費税の趣旨が損なわれるおそれがある。

現在、消費税率の10%への引上げ時期として、平成31年10月1日が予定されていることから、利用料金への転嫁の適否について、改めて検討を行う必要があるものと考えられる。なお、公の施設の使用料・利用料金等に係る消費税を円滑かつ適正に転嫁することの検討については、過年度の包括外部監査においても指摘しており、引き続き、区内横断的な課題として検討すべきものと考えられる。

5. 区民等以外の利用料金の見直しについて

サニーホールの利用料金は、区民等と区民等以外とで利用料金が異なっており、概ね区民等の8%程度高い利用料金が設定されている。サニーホールにおけるホールとコンサートサロンについて、区民等と区民等以外の利用料金の水準の比率を算出すると、以下のとおりである。また、ムーブ町屋においては、特段の差異を設けていない。

【ホール：サニーホール】

(単位：円)

区分		午前	午後	夜間	全日
土曜日以外の平日	区民等	26,000	53,300	66,300	133,900
	区民等以外	28,000	57,500	71,600	144,600
	比率	108%	108%	108%	108%
土曜日、日曜日及び休日	区民等	32,500	65,000	81,900	163,800
	区民等以外	35,100	70,200	88,400	176,900
	比率	108%	108%	108%	108%

(注) 比率 = (区民等以外利用料金 ÷ 区民等利用料金) × 100

【コンサートサロン：サニーホール】

(単位：円)

区分		午前	午後	夜間	全日
土曜日以外の平日	区民等	5,200	11,700	14,300	29,900
	区民等以外	5,600	12,600	15,400	32,200
	比率	108%	108%	108%	108%
土曜日、日曜日及び休日	区民等	6,500	14,300	18,200	37,700
	区民等以外	7,000	15,400	19,600	40,700
	比率	108%	108%	108%	108%

(注) 比率 = (区民等以外利用料金 ÷ 区民等利用料金) × 100

=監査の結果及び意見=

現状、サニーホール及びムーブ町屋の各施設は概ね良好な稼働率を維持しており、また、サニーホールのコンサートサロンやムーブ町屋のスタジオのように、区民等以外の利用率が相

対的に高い施設もある。このため、区民利益の最大化という観点からは、ムーブ町屋において区民等以外の利用料金を設定することや、既に区民等以外の利用区分が設定されているサニーホールにおいて、区民等以外の利用料金を引き上げる余地もあるものとする。

この点、区民等以外の利用料金を引き上げることによって、区民等以外の利用を通じた芸術文化事業等に、区民が触れる利益が損なわれるということも考えられるが、決して高いとは言えない現行の利用料金水準からすると、区民等以外の利用料金水準を多少引き上げることによる損失の影響は少なく、利用料金収入の増加や、区民等の利用の促進による区民利益の増加の方が大きいものと推測する。今後、区民等以外の利用料金について、サニーホールにおける適正水準の検討及びムーブ町屋における区民等以外の利用料金設定の適否について、あらためて検討することが望ましいものとする。

6. A C Cの主催事業に係るチケットの販売代行について

A C Cの主催事業に係るチケットについては、A C Cとさくらグループとの間において、チケット販売管理等に関する協定書が締結されており、サニーホール及びムーブ町屋におけるA C C主催の事業に関わるチケットの販売をさくらグループに無償で委託するとともに、さくらグループが事業を実施する場合には、その事業に関わる町屋文化センターでのチケットの販売をA C Cに無償で委託する旨、合意している。

【チケット販売に関する合意事項】

- A C Cはさくらグループに対して、サニーホール及びムーブ町屋でのA C Cの事業に関わるチケットの販売を無償で委託することができる。
- さくらグループはA C Cに対して、さくらグループの事業に関わる町屋文化センターでのチケットの販売を無償で委託することができる。
- 両者とも、販売委託されたチケットを管理中に、事故の責任の及ばない理由以外でチケットを紛失した場合は、これを弁償しなければならない。
- A C Cは、さくらグループの円滑な窓口業務を確保するため、主催者が公演情報を一般告知の2週間前までにさくらグループに提供し、また、チケット販売初日は、施設予約抽選日と重複しない日に設定する。

=監査の結果及び意見=

サニーホール及びムーブ町屋の窓口においては、催事の主催者（利用者）から施設利用料金を徴収し、各種催事のチケット販売等は、原則として主催者が行うこととなる。ただし、A C Cの主催事業については、両館の窓口において、チケット販売を代行している。

ムーブ町屋においては、年間50件程度のチケット販売を行っており、平成27年度において1,350枚程度の販売実績があるとのことである。往査時点（平成28年1月4日）においても、2種の催事についてチケット販売を行っており、合計で68,300円の販売代金が保管されていた。また、サニーホールにおいても、年間50件程度のチケット販売を行っており、平成27年度において613枚程度の販売実績があるとのことである。往査時点（平成28年1月4日）においても、5種の催事についてチケット販売を行っており、合計で89,800円の販売代金が保管されていた。

販売代金は、タイミングによっては多額となることがあるだけでなく、販売代金の紛失や計算間違い等が生じる可能性もあるが、現状のチケット販売管理等に関する協定書においては、販売枚数の記録に関する総括的な報告様式が定められているのみである。毎年度、継続的に実施されているものであり、今後も継続するのであれば、A C Cと指

定管理者との任意の協定という位置付けではなく、指定管理業務の中に明確に位置付け、基本協定書等において、販売枚数の記録や代金管理の方法等について定めるとともに、販売代金の紛失や計算間違い等の場合も含めた責任関係についても、明定することが望ましいものとする。

加えて、一般には、インターネットによる事前予約や、コンビニエンスストアの端末等でのチケット受取が広く利用されており、このような周辺環境の変化に照らした場合、窓口におけるチケット販売しか取り扱わず、電話予約すら受け付けないような体制では、利用者の利便に資するには不十分である。今後、取扱方法の多様化も含めて、検討することが望まれる。

7. 運用ルールの明文化について

施設の予約、利用及び利用料金の徴収等については、サニーホール条例及びサニーホール条例施行規則並びにムーブ町屋条例及びムーブ町屋条例施行規則に基づき行われるが、条例等に定めが無いものについては現場の運用に任せられている。また、条例等に定めがあったとしても、利用者の便宜を図る趣旨から、当該定めとは異なる取り扱いがされているものもある。

=監査の結果及び意見=

監査を通して、次表のようなケースが検出された。利用者の利便に供する事項や条例等の定めの不備を補う運用が多いが、様々な判断を、現場の運用に任せることには利点と欠点がある。現場の指定管理者に裁量に幅を持たせることで、利用者への柔軟な対応が可能になることは利点であるが、裁量の余地が入ることにより、利用者の個別事情に左右され判断がぶれる可能性があるとともに、その取扱いが必ずしも周知されていないことから、これを知らない利用者が不利益を被る可能性もある。このため、現行の条例等に定められておらず、現場の運用に任せている事項を洗い出し、必要な事項については規定を整備する等、取り扱いを明確化し、広くその内容を周知できるようにすることが必要なものとする。

なお、監査の過程において、所管課からは、次表に記載した事項を含めてルールが明確化されていなかったものを洗い出し、事項の性質に応じて、荒川区と指定管理者との協議事項とすることや、サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則に明示することにより対応したいとの意向が示されている。

ケース	事項	内容
条例等に定めが存在しないもの	抽選の場合のキャンセルの取り扱い	抽選により施設を予約した場合、後日にキャンセルを認めると、抽選に外れた者の不利益になるばかりか、代替りの利用申し込みが無い場合には、機会損失のリスクが生じる。 キャンセル防止のための規定がないため、申込時において、キャンセルは遠慮する旨を依頼した上で、抽選により予約した施設をキャンセルする場合には、時期の如何を問わず、利用料金の全額納付を求めることとする。

	1日に予約できる件数 (サニーホールのみ)	サニーホールにおいては、ホール及びコンサートサロンについては、1日に合わせて2件、会議室については5件を上限としている。
	予約変更による還付(返金)	利用者の止むを得ない事情により、当初申請時の内容から変更が生じる場合、速やかに変更手続きを行うことにより、納付された利用料金全額を変更後の利用に充当するものとし、「キャンセル料」相当額は徴収しない。
	施設の変更	会議室間の変更を除き、原則的として、大きい施設から、小さい施設への予約変更は認めない。 (例：ホールからコンサートサロンへの変更等)
条例等に定めがあっても、現場の運用上、異なる取り扱いがされているもの	楽屋用途の会議室については、1年前から予約可能	サニーホールにおいては、会議室の予約は利用月の最長3か月前から可能であるが、ホールとの同時予約であれば、1年前からの予約も可能とする運用となっている。 数百人規模の催事等においては、控室が不可欠という配慮からであるが、予約の際、そのような取り扱いを認める規定はない。
	施設利用料が半額とするもの	条例上は、サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールの利用に関する準備、舞台練習等が所定の利用料金の半額とされているが、本番の日から遡って1ヶ月以内に行われる舞台練習やリハーサルもこれに含めた運用としている。

8. 「直接取引」の取扱いについて

指定管理者であるさくらグループの構成員である株式会社共立及び株式会社スペースネットワークに関しては、利用者からの要望に基づき、指定管理業務外の業務として受注している取引が存在している。以下、本報告書においては、そのような取引を「直接取引」というものとする。

(1) 株式会社共立に係る取引

株式会社共立は、劇場、イベント施設及びスタジオ等の運營業務並びに照明、音響、舞台機構等の管理及び操作を業務の一つとしており、音響、照明及び舞台の仕込要員並びに本番要員の手配が直接取引の大半を占める。ホールやコンサートサロンの利用前に行われる利用者とは指定管理者との打ち合わせの中で、催事の内容に応じて利用者が追加要員を必要と判断する場合がある。その際、利用者が独自に追加要員の手配を行うことも可能であるが、利用者が株式会社共立に、追加要員の手配を依頼したすることも可能であり、これが株式会社共立と利用者との間の直接取引として取り扱われている。

直接取引については、所管課は、毎年度、その取引規模の報告を受けており、平成27年度において、サニーホールで3,326千円、ムーブ町屋では1,197千円の取引規模があるが、指定管理業務外の取引であるとして、指定管理業務の収支報告書には反映されていない。

(2) 株式会社スペースネットワークに係る直接取引

さくらグループがムーブ町屋の指定管理業務を受託して以降、利用者の利便性を考慮して、軽食等のケータリング等の手配の代行を行っているが、当該手配の代行が、株式会社スペースネットワークと利用者との間の直接取引として取り扱われている。

当該取引についても、指定管理業務の収支報告書には反映されていないが、平成27年度の取引規模は、ムーブ町屋において1,409千円であった。

=監査の結果及び意見=

直接取引のうち、音響、照明及び舞台の仕込要員並びに本番要員の手配自体は、利用者の利便性に資するものであり、今後も継続することが望まれる業務である。一方、ホール及びコンサートサロンの使用という指定管理業務に付随して生ずる取引であり、かつ、指定管理者であるさくらグループの構成員が、公の施設を使用して収益を獲得する行為であることから、本来、当該取引から生じた収入については、指定管理者の収入の

一部として、収支報告書に計上することが必要なものとする。

なお、荒川区民会館（サンパール荒川）の指定管理業務においては、株式会社共立も指定管理者である共同事業体の構成員となっており、同様の取引を行っているが、指定管理業務による収入として、収支報告書に計上することに改められている。文化施設における同一の取引であり、サニーホール及びムーブ町屋においても、指定管理業者の収入として、収支報告書に計上するよう指導する必要がある。その場合、利用者から受領した代金を収入として計上するだけでなく、配置した舞台技術等の要員に係る人件費についても、実績額を支出として計上するとともに、当該収支を反映させた収支予算を基礎とした指定管理料の積算を行うことが必要である。

また、株式会社スペースネットワークに係る直接取引についても同様であり、指定管理業務の収支報告書上、指定管理者の収入として計上する必要がある。加えて、これに要する費用が生ずるのであれば、その実績額を支出として計上するとともに、当該収支を反映させた収支予算を基礎とした指定管理料の積算を行うことが必要である。

9. 新予約システムの安定稼働について

サニーホール及びムーブ町屋の利用予約に関しては、荒川区施設予約システムから仮予約を行うことが可能である。当該予約システムに関しては、平成28年3月23日より新予約システムが稼働し、同年3月30日より本稼働が開始されている。

=監査の結果及び意見=

指定管理者によれば、新予約システムへの移行に伴い、これまで出力していた帳票類が出力できなくなり、システム様式の追加をシステムベンダーに対して依頼することや、システムの変更により生じた業務上の不具合について、適宜改善の要望等を行っているとのことである。システムの変更管理及び導入にあたっては、荒川区(システム所管課、利用所管課)、荒川区から依頼を受けたシステムベンダー及び指定管理者による、適宜の緊密な連携が重要とされるところであり、区民を始めとした利用者にとって、不利益とならぬよう、細心の注意を払い対応することが必要である。

10. 荒川区及びA C Cの利用に係る機会損失等について

本来、施設の仮予約日から1週間以内に、各館窓口にて利用申請を行うとともに、利用の承認を受けた者は、直ちに利用料金を指定管理者に前納しなければならないとされている。ただし、サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールの利用に係る利用料金の納付については、サニーホール条例及びムーブ町屋条例第14条において、サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールの利用料金については、指定管理者が特別の理由があると認めたとときに限り、規則で定める方法により納付することができるものとし、サニーホール条例施行規則及びムーブ町屋条例施行規則第12条において、荒川区及びA C Cが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとしている。

=監査の結果及び意見=

(1) 利用料金納付に係る特例の運用について

サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールの利用に係る利用料金の取扱いに関しては、荒川区及びA C Cに対して、利用日の前日までに納付することを認める特例を定めているが、実際には、利用当日に納付している事例が散見される。これは条例等に反する運用であり、今後、荒川区の各部署及びA C Cに対して、条例等に定める期日（利用日の前日）までに納付することを求める必要がある。

また、条例等に定める利用料金納付の特例の対象となる施設はサニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホールであり、サニーホールのコンサートサロンやムーブ町屋の会議室（ハイビジョンルーム）等は対象とされていない。しかし、実際には、コンサートサロンや会議室（ハイビジョンルーム）等についても、利用料金の納付の特例を適用した運用がなされている。本来、このような利用料金納付の特例を定めている趣旨は、多目的ホールで実施するような大規模な事業は、A C Cの主催事業等のように、荒川区の芸術文化施策に大きく貢献する事業である場合や、荒川区の区政遂行上、必須の事業である場合が多いことを踏まえ、その便宜を図り、弾力的な運用を認めているものと考えられる。現状、条例等の定めから逸脱した運用となっているものの、サニーホールのホール及びムーブ町屋の多目的ホール以外の施設に関しても必要な運用であると判断するのであれば、サニーホール条例及びムーブ町屋条例に明確に定めるべきものとする。

(2) A C Cの利用に係る機会損失等の回避について

現状、利用者が利用料金を納付すると同時に、利用者から利用申請書を受領し、利

用承認書を交付する運用とされている。このため、A C Cの場合には、利用日の前日もしくは利用日当日までの間、正式な利用申請及び利用承認は行われず、仮予約の状態が継続することとなる。

その際、種々の都合により利用日の変更や取消を行うことがあり得るが、その変更や取消の状況によっては、一般の利用者の利用が阻害される可能性もあり得る。サニーホール及びムーブ町屋において、一旦、A C Cからの仮予約を受けた後、利用の変更や取消がなされた事案のうち、結果的に他の利用がなされなかったものは次表のとおりである。所管課より入手可能であったデータ平成26年度実績においては、サニーホールで4件（45千円）、ムーブ町屋で4件（244千円）であった。これは、A C Cによるの変更・取消に伴って発生した、利用料金に係る機会損失の最大値と考えることができるものであり、可能な限り回避することが必要である。

特に、サニーホールのコンサートサロンにおいては、変更（もしくは取消）を行った日が、全て利用日の2ヶ月以内であり、うち1件は利用日当日の変更（もしくは取消）であった。平成26年度のコンサートサロンの稼働率は89.5%と高い水準であったことを踏まえると、一般の利用者の利用を阻害した可能性が高いものと言える。仮予約期間中における利用日の変更（もしくは取消）は、指定管理者の利用料収入に係る機会損失といった面だけでなく、一般利用を阻害するおそれもある。A C Cにとっても種々の理由があるものであろうが、可能な限り、仮予約期間中の日程変更を少なくするとともに、特に、利用日間近での変更（もしくは取消）は厳に慎むようA C Cに申し入れる等、対応を図る必要がある。

【サニーホール：平成26年度】

施設	利用対象日	利用料金	仮予約日	変更取消日
コンサートサロン	平成26年 6月17日	8,450円	平成25年 5月22日	平成26年 4月16日
コンサートサロン	平成26年 6月24日	8,450円	平成25年 5月22日	平成26年 4月16日
コンサートサロン	平成26年 6月27日	8,450円	平成25年 5月22日	平成26年 4月16日
コンサートサロン	平成27年 1月16日	20,150円	平成25年 4月10日	平成27年 1月16日
合計		45,500円		

【ムーブ町屋：平成26年度】

施設	利用対象日	利用料金	仮予約日	変更取消日
多目的 ホール	平成26年 8月13日	61,000円	平成25年 7月31日	平成25年 11月30日
多目的 ホール	平成26年 8月14日	61,000円	平成25年 7月31日	平成25年 11月30日
多目的 ホール	平成26年 8月21日	61,000円	平成25年 7月31日	平成25年 11月30日
多目的 ホール	平成27年 1月16日	61,000円	平成25年 8月30日	平成25年 12月10日
合計		244,000円		

(3) 荒川区の利用に係る機会損失等の回避等について

サニーホール及びムーブ町屋において、一旦、荒川区からの仮予約を受けた後、利用の変更や取消がなされた事案のうち、結果的に他の利用がなされなかったものは次表のとおりである。所管課より入手可能であったデータ平成26年度実績においては、サニーホールで2件(72千円)、ムーブ町屋で9件(72千円)であった。これは、ACCの場合と同様、変更・取消に伴う機会損失の最大値と考えることができるものであり、可能な限り回避することが必要である。

また、ムーブ町屋の利用において、利用日の10～15日程度前に変更(もしくは取消)を行った事案がある。この点、区民課においては、荒川区の利用における仮予約時のキャンセルの抑制について、区内で周知徹底を図っているとのことであるが、今後とも、更なる仮予約時における直前キャンセルを抑制し、利用料に係る機会損失の発生を回避するとともに、一般利用者の利用を阻害することの無いよう改善を図られたい。

【サニーホール：平成26年度】

施設	利用対象日	利用料金	仮予約日	変更取消日
多目的 ホール	平成27年 1月22日	33,200円	平成26年 6月2日	平成26年 10月17日
多目的 ホール	平成27年 1月29日	39,700円	平成26年 10月9日	平成26年 10月20日
合計		72,900円		

【ムーブ町屋：平成26年度】

施設	利用対象日	利用料金	仮予約日	変更取消日
会議室 ※1	平成26年 5月17日	1,500円	平成26年 4月17日	平成26年 5月7日
会議室 ※1	平成26年 7月29日	1,500円	平成25年 12月25日	平成26年 4月16日
会議室 ※1	平成26年 8月13日	1,500円	平成25年 12月25日	平成26年 3月31日
会議室 ※2	平成26年 9月16日	3,400円	平成26年 7月18日	平成26年 9月1日
会議室 ※1	平成26年 9月24日	1,500円	平成25年 12月25日	平成26年 4月11日
会議室 ※1	平成26年 11月25日	1,500円	平成25年 12月25日	平成26年 4月11日
多目的 ホール	平成26年 12月4日	30,500円	平成25年 11月21日	平成26年 9月29日
多目的 ホール	平成27年 1月14日	15,500円	平成26年 7月25日	平成26年 8月12日
多目的 ホール	平成27年 1月16日	15,500円	平成26年 7月25日	平成26年 8月12日
合計		72,400円		

(注) 会議室 ※1：ミニギャラリー、会議室 ※2：ハイビジョンルーム

V. 支出及び施設管理関連等について

1. 人件費関連について

(1) サニーホールにおける人員配置の状況

基本協定書に添付されている仕様書4(1)において、「指定管理者は、管理運営業務を十分に履行できる職員体制の確保に努めるものとする。また、状況によってパート雇用の職員を配置することができる。」と規定されており、同(3)において、「指定管理者は、職員を安定的及び継続的に雇用することとし、原則として協定期間(毎年4月1日から翌年3月31日までの間)内は職員の異動を行わないものとする。」と規定されている。また、平成27年度から平成29年度までの指定管理者選定に際しての企画提案書においては、館長及び施設管理責任者常勤1人(ムーブ町屋の館長と兼任)、副館長及び事務管理責任者常勤1人、受付・事務担当者常勤1人・非常勤5人、舞台技術責任者常勤1人、舞台技術担当者3人、その他状況によって臨時職員を配置するとされている。なお、さくらグループの企画提案書上、常勤職員とは、各構成員が直接雇用する職員のうち、期限の定めのない職員もしくは月給制の契約社員を言い、非常勤職員は、より短時間勤務が前提となるパート職員やアルバイトといった時間給の者とされている。

指定管理者であるさくらグループは共同事業体であることから、構成員間において、それぞれ分担する主たる業務を規定している。具体的には、サニーホールの管理業務及び受付・事務業務(館長及び施設管理責任者、副館長及び事務管理責任者、受付・事務業務)を株式会社コングレが、舞台技術関連業務(舞台技術責任者、舞台技術担当者)を共立が担っており、各構成員より職員が派遣されている。なお、株式会社スペースネットワークは、サニーホールに関しては、ホームページの作成及び管理業務のみであることから、サニーホールへの人員の配置は行っていない。

荒川区に提出された「日暮里サニーホール人員配置図・組織図」によれば、平成27年度における配置状況は次表のとおりである。年度当初は、非常勤の受付・事務担当者が6人いたが、退職により1人減少したことから、常勤職員の対応により賄っているとのことである。なお、平成27年度においては、平成27年6月1日に副館長、平成28年3月1日に舞台技術責任者が、人事異動により交代している。

また、館長はサニーホールとムーブ町屋の館長職を兼任しているが、館長の人件費については、予算上、サニーホールに8割、ムーブ町屋に2割の割合で按分している。実際の勤務も、サニーホールにその多くが割かれており、受付・事務業務のシフトにも入ることがあることから、実績についても、同様の割合で算定しているとのことである。なお、館長はムーブ町屋の受付・事務業務のシフトには入っておらず、サニーホールの受付・事務担当者が2名シフトの際、ムーブ町屋にて業務を行うよう調整しているとのことである。

【サニーホールにける人員配置の状況】

(単位:人)

職名・担当	館長及び施設管理責任者	副館長及び事務管理責任者	受付・事務担当者		舞台技術責任者	舞台技術担当者	合計
	常勤	常勤	常勤	非常勤	常勤	常勤	
平成27年							
4月	1	1	2	6	1	3	14
5月	1	1	2	5	1	3	13
6月	1	1	2	5	1	3	13
7月	1	1	2	5	1	3	13
8月	1	1	2	5	1	3	13
9月	1	1	2	5	1	3	13
10月	1	1	2	5	1	3	13
11月	1	1	2	5	1	3	13
12月	1	1	2	5	1	3	13
平成28年							
1月	1	1	2	5	1	3	13
2月	1	1	2	4	1	3	12
3月	1	1	2	4	1	3	12

(2) ムーブ町屋における人員配置の状況

平成27年度から平成29年度までの指定管理者選定に際しての企画提案書においては、館長及び施設管理責任者常勤1人(サニーホールの館長と兼任)、副館長及び事務管理責任者常勤1人、受付・事務担当者常勤2人・非常勤2人、舞台技術責任者常勤1人、舞台技術担当者2人、その他状況によって臨時職員を配置するとされている。

指定管理者であるさくらグループは共同事業体であることから、構成員間において、それぞれ分担する主たる業務を規定している。具体的には、サニーホールの管理業務及び受付・事務業務(館長及び施設管理責任者)を株式会社コングレが、受付・事務業務及び施設の日常保守・環境維持管理業務(副館長及び事務管理責任者、受付・事務担当者)を株式会社スペースネットワークが、舞台技術関連業務(舞台技術責任者、舞台技術担当者)を株式会社共立が担っており、各構成員より職員が派遣されている。

平成27年度においては、平成28年2月末に副館長が退職し、平成28年3月1日に、当時の受付・事務担当者(常勤)が副館長に昇格したが、その補充がなされており

ず、非常勤の受付・事務担当者で賄っている状況であり、受付・事務業務については、必要最低限の人数で回している状況とのことである。

【ムーブ町屋における人員配置の状況】

(単位:人)

職名・担当	館長及び施設管理責任者	副館長及び事務管理責任者	受付・事務担当者		舞台技術責任者	舞台技術担当者	合計
			常勤	非常勤			
雇用形態	常勤	常勤	常勤	非常勤	常勤	常勤	
平成27年4月	1	1	1	4	1	2	10
5月	1	1	1	5	1	2	11
6月	1	1	1	5	1	2	11
7月	1	1	1	5	1	2	11
8月	1	1	1	5	1	2	11
9月	1	1	1	5	1	2	11
10月	1	1	1	5	1	2	11
11月	1	1	1	4	1	2	10
12月	1	1	1	4	1	2	10
平成28年1月	1	1	1	4	1	2	10
2月	1	1	1	4	1	2	10
3月	1	1	0	4	1	2	9

＝監査の結果及び意見＝

(1) ムーブ町屋における人員配置について

ムーブ町屋における受付・事務担当業務については株式会社スペースネットワークの分担とされており、平成27年度からの指定管理者選定に際しての企画提案書において、受付・事務担当者として、常勤2人及び非常勤2人を配置するとされている。しかし、平成28年2月末日に副館長が退職し、これを常勤の受付・事務担当者の昇格により賄ったものの、その補充がなされておらず、非常勤4人体制となっている。

所管課としては、必ずしも雇用期限の無い正規雇用職員である必要はなく、フルタイムで勤務する職員であれば問題ないとの認識である。現状、受付・事務担当者である非

常勤職員もフルタイムの勤務で対応していることから、その点に反した状況とはなっていないが、本来、職務上の責任を明確にし、安定的な業務提供を行うことを趣旨として、企画提案書上、常勤職員（正規雇用職員）2人を中心に、非常勤職員（パート・アルバイト）2人を加えた計4人によって、受付・事務業務を行うことを提案したものと考えられる。現状、具体的な問題は生じていないものの、単に人件費負担の観点だけでなく、責任をもった安定的な業務提供を行う体制として、少なくとも1人は構成員の正規雇用職員を配置することが望ましいものとする。

なお、サニーホールの人員配置については、特に記載すべき事項は無い。

（2）荒川区への提出書類について

① 賃金台帳及び賃金台帳一覧表の集計方法等について

現在、指定管理者より、勤務する職員の「賃金台帳」とこれを集約した「賃金台帳一覧表」とが、毎年度、荒川区に提出されている。

賃金台帳一覧表には、各人別の給与支給額、控除額及び労働時間数等が記載されているが、サニーホールの賃金台帳一覧表上、受付・事務担当者（常勤）の労働時間数等が記載されていなかった。指定管理者によれば、いずれも月30時間までの残業代が含まれた月額制の給与（定額残業代込みの基本給）であることから、労働時間数は記載していないとのことであるが、荒川区が指定管理者職員の勤務実態を把握し、問題が生じていないことを確認するための重要な情報であるとともに、制度として、定額残業代込みの基本給を採用していたとしても、月30時間を超える残業が生じた場合や、深夜労働及び休日労働がある場合には、別途、割増賃金を支給する必要があり、労働時間管理が不要という訳ではない。今後、実際の労働時間数等を報告するよう指導する必要がある。また、株式会社コングレは、有休消化時間を含めず集計しているのに対して、株式会社共立は、有休消化時間を含めた時間数が集計されている。

加えて、ムーブ町屋の賃金台帳一覧表に関して、記載されている労働時間等に誤りがないかどうか別途提出を受けた「労働時間集計表」と確認したところ、総労働時間数の記載が誤っている者がある。また、各人の労働時間集計表に記載されている各月の労働時間と「月間業務記録・就業表」とをサンプルで確認したところ、みなし残業代がある社員の労働時間が、みなし残業代に相当する時間数を除いたものになっている者がある。更に、総労働時間数に深夜労働時間数が含まれていない者もある。

賃金台帳においても、株式会社スペースネットワークは、支給した月を基礎として集計されている（例えば、4月分は3月実績の労働時間及び金額を集計している。）ことから、他の構成員の集計とは異なり1ヶ月ずれる結果となっている。

いずれにしても、現状、報告時間数について、特段のルールを定めていないとのこと

であり、今後、荒川区において、集計範囲等を明確化し、報告内容を統一することが望ましい。

② 雇用契約書について

現在、指定管理者より、賃金台帳等とともに、雇用契約書の写しが提出されている。このうち、株式会社コングレ及び株式会社共立の契約社員については、当該雇用契約書が提出されているが、株式会社共立に雇用される期限の定めのない職員については、毎年度、雇用契約書を締結している訳ではないため、雇用契約書の提出はなされていない。

しかし、本来、雇用契約書の提出を受ける趣旨は、荒川区が、指定管理業務に従事する者の雇用条件等に不適切な点がないことを確認することにあるものと考えられることから、当該、雇用期限の定めのない職員についても、その者の雇用条件等を記載した文書の提出を受けることが望ましいものとする。

(3) 舞台技術スタッフの増員に係る人件費について

株式会社共立は舞台技術関連業務を分担しているが、各館に配置されている人員以上に、補助要員や増員が必要となった場合には、本社より人員を派遣等して対応している。その人件費については、平成24年度までは、指定管理業務の収支報告書上、人件費に含めて計上されていたが、平成25年度以降は、株式会社共立の本社経費の中に含めているとのことである。また、平成27年度において、荒川区民会館（サンパール荒川）が休館であったが、元々、荒川区民会館（サンパール荒川）に勤務していた要員2名を補助要員としてサニーホールに派遣したとのことであるが、当該人件費も本社経費の中での対応となっている。

しかし、舞台技術スタッフの補助要員もしくは増員分の人件費は、サニーホール及びムーブ町屋の管理運営に必要な直接経費であり、本社経費として報告することは望ましくない。平成24年度実績においてはサニーホールで780千円、ムーブ町屋で2,100千円の人件費が実績として報告されているが、今後は、従前のように、人件費の一部として収支報告をするよう、指定管理者を指導することが望ましいものとする。

(4) 「直接取引」に要する人件費について

① 指定管理業務の収支報告書への計上について

今後、直接取引について、利用者から受領した金額を収入計上することと併せて、当該人件費についても、支出額を当初の予算設定の段階から見積もるとともに、その実績額を指定管理者の支出（人件費）として計上する必要がある。

② 受注方法について

利用者から増員を希望された場合、サニーホール及びムーブ町屋ともに、「人件費発注確認書」を作成した上で利用者の自署をもらっており、毎月、当該月の直接取引分を「舞台特別対応費集計表」として取りまとめている。しかし、ACCの利用分については、サニーホールの窓口ではなく、株式会社共立の本社とやり取りをしているため、舞台特別対応費集計表には集計されない。今後、収支報告書に直接取引の収支を計上するためには、受付窓口の別なく集計すべきものとする。

また、サニーホールにおいては、継続的にホールを使用する企業より、毎回のように要員の配置を要請されている事案があり、毎回、電話で依頼されることから、これに関する人件費発注確認書は作成していないとのことである。しかし、利用者からの申込の意思表示を明らかにするためにも、人件費発注確認書を取り交わしておくことが望ましいものとする。

2. 保守点検作業報告書に係る取扱方針の明確化について

サニーホール及びムーブ町屋の指定管理業務においては、指定管理業務の品質保持の観点から、基本協定書第17条において、指定管理者は、事前に荒川区の承認を受けた場合を除いて、上記業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない旨が定められるとともに、指定管理者が荒川区の承認を受ける場合は、荒川区が定める様式に基づき、委託先名、委託の内容及び事業執行場所を記載した書面により行うこととされている。

特に、施設等の維持管理に関する業務に関しては、第三者への業務委託を伴うものが多いが、これらについては、毎年度終了後、実施状況に関する業務報告書の提出を課している。なお、平成27年度における日暮里サニーホールの管理運営に関する主な第三者への再委託業務は以下のとおりである。

【主な第三者への再委託業務：サニーホール】

項目	業務内容	頻度
電気機械設備操作等保守	舞台装置保守点検	年4回
舞台照明設備保守	照明設備保守点検	年1回
舞台音響設備保守	音響設備保守点検	年1回
ピアノ保守点検	保守点検・定期調律	保守点検 年1回 定期調律 年5回
昇降機設備定期点検	エレベーター1基（サニーホール専用搬入出用）設備点検	月1回
防火対象物・防災管理法定点検	消防法に基づく点検	年1回
ゴミ処理	一般廃棄物・産業廃棄物・再利用物の収集運搬処理	日曜日以外 毎日

＝監査の結果及び意見＝

施設等の維持管理に係る実施状況に関する業務報告書については、年次の事業報告書

における「年間管理実施表」にて実施日、実施回数、実施者人数が報告されていた。また、月次の報告資料として、「日暮里サニーホール業務報告」が毎月作成されており、保守・点検の実施状況が適時に報告されていることが確認できた。

ただし、保守点検作業報告書については、所管課に提出されているものと提出されていないものが混在する状況であった。所管課によれば、保守点検作業報告書については、その内容について問題があれば、指定管理者から報告を受けることとしており、予算要求が必要となる場合には、その根拠資料として提出を求めるが、その他の場合については、特段、提出を求めているとのことであった。今般の監査上、保守点検作業報告書を閲覧し、何らかの対応が必要と認められた事項については、翌年度に対応すべき事案を取りまとめた「平成29年度 改修工事一覧」に反映されていたことから、指定管理者から所管課への情報伝達の不備は認められなかったものの、情報伝達の不備により、重要な情報が区に適時に伝達されないリスクは存在していると考えられる。

指定管理業務の品質水準を一定以上に保つためには、保守点検作業報告書等の点検結果に係る報告書の入手の要否については、所管課の裁量に全面的に委ねるのではなく、発生可能性、金額の多寡、中期・長期事業計画上の重要性、法定点検に該当するか否か等を勘案し、荒川区として一定の方針を定めておく必要があると考える。

3. 修繕費及び資産管理関連について

(1) 施設等の管理運営の概要

サニーホール及びムーブ町屋の施設等を適正かつ円滑に管理するため、基本協定書及び年度協定書を締結し、必要事項を定めている。

基本協定書においては、施設の改修、改造、増築及び移設については、荒川区が自己の責任と費用において実施するものとし、管理物件の修繕については、原則として、指定管理者が実施するものとしている。ただし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕については、事前に荒川区と協議し、承認を得るものとされている。

管理施設の改修等

第18条 管理施設の改修、改造、増築及び移設については、甲が自己の責任と費用において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、原則として、別途定める経費の範囲内で、乙が実施するものとする。ただし、1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上の修繕の実施については、事前に甲と協議し、承認を得るものとする。

(注) 甲：荒川区、乙：指定管理者

(基本協定書より抜粋)

サニーホール及びムーブ町屋の指定管理料には、指定管理者が修繕工事を執行するための建物修繕費が含まれているが、サニーホールについては、ラングウッドビルの管理業務受託者である株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントが行う応急的な小破修繕費については、指定管理者より管理業務受託者に対して、ラングウッドビル分担金として納付する形態であることから、当該分担金相当額についても指定管理料に含まれている。また、共用部分の計画修繕工事については、荒川区が管理業務受託者に対して、直接、納付する形態を採っている。

一方、ムーブ町屋については、センターまちや管理組合が共有部分に係る修繕工事を行っているが、この負担金(特別修繕費)は、指定管理者を介さず、荒川区が、センターまちや管理組合に対して、直接、納付する形態である。

なお、これらの修繕工事に係る費用については、いずれも、実費精算もしくは実費に基づく請求が行われており、平成27年度における実績は次表のとおりである。

【サニーホール】

区分	当初交付額 ①	実績額 ②	差引精算額 ① - ②
建物修繕費	2,198千円	2,037千円	161千円
ラングウッド分担金①	1,470千円	566千円	904千円
ラングウッド分担金②	6,516千円	3,852千円	2,663千円

(注1) 建物修繕費及びラングウッド分担金①は、指定管理料に含まれる。

(注2) ラングウッド分担金①は維持管理用機器補修費相当額、ラングウッド分担金②は計画修繕工事相当額。

【ムーブ町屋】

区分	当初交付額 ①	実績額 ②	差引精算額 ① - ②
建物修繕費	2,603千円	2,603千円	－千円
負担金	－	3,356千円	－

(注1) 建物修繕費は、指定管理料に含まれる。

(注2) 負担金は、センターまちや管理組合に対する負担金のうち、特別修繕費相当額。

センターまちや管理組合より、実費に基づく負担金が請求されることから、当初交付額は存在しない。

(2) 備品等の管理運営の概要

荒川区が無償貸与する備品等については、これを「備品等（Ⅰ種）」として区分し、指定管理者は、常に良好な状態に保つことが求められている。備品等（Ⅰ種）が、経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、荒川区は、指定管理者との協議により、必要に応じて当該備品等を購入または調達するものとされ、仮に、指定管理者が備品等(Ⅰ種)を毀損滅失した場合は、荒川区との協議により、必要に応じて、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならないとされている。

また、指定管理者は、指定管理業務のために供する備品等を、自己の費用で購入又は調達することが可能であり、これを「備品等（Ⅱ種）」として区分している。

(甲による備品等の貸与)

第25条 甲は、別紙1に示す備品等(Ⅰ種)(以下「備品等(Ⅰ種)」という。)を、無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、管理運営用財産を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等(Ⅰ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなかった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入または調達するものとする。
- 4 乙は備品等(Ⅰ種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(乙による備品等の購入等)

第26条 乙は、別紙1に定める備品等(Ⅱ種)(以下「備品等(Ⅱ種)」という。)を、自己の費用で購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 備品等(Ⅱ種)が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、乙は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のため供することができるものとする。

(注) 甲：荒川区、乙：指定管理者

(基本協定書より抜粋)

また、指定期間が終了した際には、指定管理者は、引き続き指定を受ける場合を除き、荒川区又は荒川区が指定するものに対して、備品等(Ⅰ種)を引き継ぐ必要がある。なお、備品等(Ⅱ種)については、原則として、指定管理者が自己の責任と費用で撤去し、撤収するものとされているが、荒川区と指定管理者との協議において両者が合意した場合、指定管理者は、荒川区又荒川区が指定するものに対して引き継ぐことができるものとされている。

(備品等の扱い)

第45条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。ただし、乙が引き続き指定を受けた場合については、この限りではない。

- (1) 備品等(Ⅰ種)については、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引き継がなければならない。
- (2) 備品等(Ⅱ種)については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去し・撤収するものとする。ただし、甲と乙との協議において両者が合意した場合、乙は、甲又甲が指定するものに対して引き継ぐことができるものとする。

(注) 甲：荒川区、乙：指定管理者

(基本協定書より抜粋)

＝監査の結果及び意見＝

(1) ラングウッド分担金の共用部分計画修繕工事について

平成27年度に実施されたラングウッドビル共用部分の修繕工事については、請求書等により工事内容を確認した結果、共用部分工事として適切であると判断したが、なお、以下の点について、改善を検討することが望ましいものとする。

① 営繕課による工事金額の検討について

共用部分の工事については、区分所有者である荒川区と三菱UFJ信託銀行株式会社との間において、持分割合により按分して負担している。共用部分計画修繕工事の荒川区の負担割合は0.2623であるが、按分前の工事金額として考えると、130万円を超える工事等が複数存在する。按分後の荒川区の負担金額を基準とすると、金額が低くなることから、当該金額の妥当性については所管課のみで検討されることとなるが、按分前の金額の修繕工事を荒川区が単独で実施する場合は、営繕課が工事金額を積算し検討することが多いものである。

今後、按分前の金額を考慮した上で、工事の内容によっては、営繕課にて参考積算をすることも有用なものとする。

② 共用部分計画修繕工事に係る負担割合の見直しについて

共用部分計画修繕工事については、区分所有割合に応じて設定されており、この考え方自体は妥当なものとする。しかし、ラングウッドビルは、文化施設であるサニーホールの他にホテル及び社交ダンス練習場（旧スポーツ施設）が入る地上13階地下3階の建物である。現状、文化施設及び旧スポーツ施設を併せた区分所有割合により算定された負担金を、建物等の管理業務協定書に基づき、荒川区より、管理業務受託者である株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントに対して支払われている。

しかし、文化施設とスポーツ施設の面積割合として考えると、現行の文化施設の負担割合（0.2623）を、文化施設が（0.1439）とスポーツ施設が（0.1184）とに分けることで、各事業の一層正確な収支を把握することが可能となるものとする。今後、実態に応じて見直しを行うことが望ましいものとする。

【共用部分計画修繕工事に係る負担割合：サニーホール】

区分	文化施設 (サニーホール)	ホテル	スポーツ施設
区分所有者	荒川区	三菱UFJ 信託銀行	荒川区
現在の負担割合	0.2623	0.7377	0
本来の面積割合	0.1439	0.7377	0.1184

(2) ムーブ町屋の設備等の状況について

① 空調設備について

空調設備の一部について老朽化が著しく、十分な温度及び湿度の管理が困難になっている。特に、当該空調設備はピアノの保管庫も対象となっていることから、指定管理者によれば、湿度等の影響を受けやすいピアノに問題が生じる可能性が高いとのことであり、所管課に対して修繕の依頼を行っていたとのことであるが、一定期間の工事休館が必要であったため、工事期間の確保の問題から、平成28年度内での対応がなされなかったとのことである。既に予約が入っており、工事期間の確保に制約がある点は理解するところであるが、ピアノのような高額な備品等に影響を与える恐れがある場合には、できる限り早期の対応を図り、影響を最小限にとどめることが必要である。

なお、所管課によれば、平成28年度荒川区議会定例会・2月会議の議決を経た平成29年度予算にて措置したところであり、平成29年6月に空調設備の修繕工事を実施するとのことである。

② 防犯カメラの画像記録について

荒川区と指定管理者であるさくらグループとの間で締結されている防犯カメラの運用に関する覚書においては、画像データを保存すべきこととされているが、現状、カレンダー機能に問題が生じており、保存された画像の日時が確認できない状況である。ムーブ町屋の利用者の安全及び安心を確保するためにも、早急に対応することが必要である。

なお、所管課によれば、平成28年度荒川区議会定例会・2月会議の議決を経た平成29年度予算にて措置したところであり、平成29年6月に所要の修繕工事を実施するとのことである。

(3) 備品等の管理状況について

① サニーホール関連分

施設を視察し、荒川区からの貸与備品等について、備品台帳より任意に備品を抽出し、現物と照合確認した。また、任意に抽出した現物の備品等が、備品台帳に適切に計上されているか照合確認した。その結果、以下の事項が検出された。

- ア. 備品台帳から現物を照合した結果、既に廃棄されていた黒板3件が備品台帳上に記載されたままとなっており、廃棄処理が漏れていた。
原因としては、所管課における処理漏れであると判明したが、監査での指摘後において、適切に処理したとの報告があった。
- イ. 備品の現物から備品台帳に計上されているかを確認した結果、台帳に登録されていないと思われる備品が発見された。

【備品台帳に計上されていない備品等】

ピンスポットライト 2台	音響ミキサー
--------------	--------

原因としては、施設竣工時において、建物に含めて一括計上しことが、備品台帳に計上されていない理由であろうとのことである。

アの事案については、今後、処理漏れがないよう注意すべきである。また、現状、指定管理者に貸与している備品については、荒川区の所管部署ごとに、独自様式による指定管理者との間の取得・移動・除却情報の伝達が行われているが、平成28年度より新地方公会計制度（東京都方式）に移行し、固定資産台帳も整備されつつある。今後の資産管理の重要性を鑑み、荒川区内で統一した報告様式による管理を行うことが必要なものとする。

イの事案については、新地方公会計制度（東京都方式）への移行に伴い、個別の資産ごとの取得価額に基づく減価償却制度の導入がなされる予定であり、より詳細な資産計上が要求されている。特に、固定資産の種別ごとの耐用年数の違いを反映させ、適切な減価償却後の簿価を算出するためには、施設等の新規取得時において、建物等への備品等を含めた一括計上は適切ではなく、資産計上単位は、資産の種類を基本とし、除却・移動等の管理が適切に行えるような単位で計上すべきである。今後の資産の取得時には、十分に留意されたい。

なお、往査日時点においては、新地方公会計制度（東京都方式）に基づく固定資産台帳は作成途上であったことから、所管課が把握している取得価額データ等の検証に留めている。

② ムーブ町屋関連分

施設を視察し、荒川区からの貸与備品等について、備品台帳より任意に備品を抽出し、現物と照合確認した。また、任意に抽出した現物の備品等が、備品台帳に適切に計上されているか照合確認した。その結果、以下の事項が検出された。

- ア. ホワイトボードが悪質な利用者により壊され、原状回復されていない。指定管理者によれば、予測不能なものであり、事前に対応することは困難であったとのことである。今回の事案は、指定管理者にとっては不可抗力的なものであったと思われるが、不適切な利用者を発見した場合には、直ちに注意するとともに、必要な場合には、原状復帰費用を請求する等の対応が必要である。
- イ. 指定管理者に対する貸与備品にロッカー（品名コード：10463）が含まれているが、実際には、就労支援課（JOBコーナー町屋：センターまちや3階）にて使用されているものである。指定管理業務に不要なものであれば、無償貸与備品の対象から除外し、就労支援課に所管替を行う等の対応が必要である。なお、監査時の指摘を受け、所管替えの対応を図ったとのことである。

（4）備品等（Ⅱ種）の取扱いについて

指定管理者は、指定管理業務のために供する備品等を、自己の費用で購入又は調達することが可能であり、これを備品等（Ⅱ種）として区分している。平成27年度からの現指定期間においては、基本協定書上、次の備品等（Ⅱ種）が記載されている。

しかし、指定管理者によれば、これ以外にも自社で調達した備品等を事務室等に持ち込み、使用しているとのことである。所管課によれば、特に備品等（Ⅱ種）の定義としては、自己の費用で購入又は調達した備品等といったものしかなく、金額の基準等も定めていないとのことである。また、備品等（Ⅱ種）を定めて、基本協定書に、その一覧を添付する意義も明確ではなかった。

現状、所管課及び指定管理者双方にとって、意味ある定めとなっていないことから、あらためて備品等（Ⅱ種）の定義を再確認するとともに、基本協定書に、その一覧を添付する必要性を再度検討することが必要である。仮に、備品等（Ⅱ種）を基本協定書に定める必要があるとのことであれば、指定管理者が購入又は調達した備品等で、実際に持ち込み使用しているものを洗い出し、毎年度、これを更新する等の対応が必要である。

【サニーホール】

品名	品質・規格	現在高	摘要
ノートブック型 パソコン	TOSHIBA dynabook R 7 3 1	5	株式会社コングレ にてリース契約
ノートブック型 パソコン	TOSHIBA dynabook R 7 3 4 K	1	株式会社コングレ にてリース契約
パソコン	HP Compaq Pro 6 3 0 0	1	株式会社共立備品
複合機	Fuji Xerox Apeosport-IV C3 3 7 5	1	株式会社コングレ にてリース契約
シュレッダー	IRIS OHYAMA OFFICE SHREDDER SH 1 8 N	1	さくらグループ備品
加湿器	DAINICHI HD- 7 0 1 3	1	さくらグループ備品

【ムーブ町屋】

品名	品質・規格	現在高	摘要
ノートブック型 パソコン	TOSHIBA dynabook R 7 3 1	5	株式会社コングレ にてリース契約
ノートブック型 パソコン	SONY vai o SVS 1 5 1 B 1 2 N	1	株式会社スペース ネットワーク備品
ノートブック型 パソコン	FUJITSU FMV-BIBLO S/E 5 0	1	株式会社スペース ネットワーク備品
ノートブック型 パソコン	NEC PC-LM7 5 0 ES 6 B	1	株式会社スペース ネットワーク備品
複合機	Fuji Xerox Apeosport-IV C3 3 7 5	1	株式会社コングレ にてリース契約
タイムレコーダ ー	アマノ C R X- 2 0 0	1	株式会社スペース ネットワーク備品
受付用パネル	トーカイスクリン E-pl ace パネル	1	さくらグループ備品
サイド キャビネット	プラス フラットライ ン・サイドキャビネット 3段	1	さくらグループ備品
サイド キャビネット	ITOKI CRY- 0 4 6 MAC-TM	1	さくらグループ備品

業務用冷蔵庫	HOSHI ZAKI HR- 1 2 0 Z	1	株式会社スペース ネットワーク備品
--------	------------------------	---	----------------------

4. 区分所有施設に係る長期的な大規模改修方針の策定について

荒川区においては、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設の多くが、今後同時期に老朽化を迎えるため、改修・改築等に多額の費用が必要となることが見込まれることから、平成25年3月に「荒川区公共建築物中長期改修計画」を策定し、施設の長寿命化や財政負担の軽減・平準化を図っている。また、国は、全ての地方公共団体に対して、老朽化したインフラを含めた公共施設について、長期的視点を持って、更新や統廃合等の総合的な計画を策定するよう求めており、荒川区においても、平成28年度末を目途に、「公共施設等総合管理計画」の策定を進めている。

＝監査の結果及び意見＝

サニーホール及びムーブ町屋においても、荒川区公共建築物中長期改修計画に基づき、照明・弱電・給排水・空調設備等の改修工事が予定されている。例えば、サニーホールに関しては、所管課が指定管理者から徴収した資料による見積金額では、照明設備(ホール及びコンサートサロン)については3億円弱の規模となると想定されている。また、この他に弱電・給排水・空調等の修繕が予定されており、これだけでも、相当大規模な改修工事が必要になることが想定される。

一方、サニーホール及びムーブ町屋は荒川区の単独施設ではなく、区分所有施設であることから、建物の躯体や共有設備に関わるような改修工事を実施するにあたっては、他の区分所有者との合意形成が必要となる。サニーホールが設置されているラングウッドビルは、ホテル部分を所有する三菱UFJ信託銀行株式会社が区分所有者として存在し、ムーブ町屋が設置されているセンターまちやは、各種店舗、事務所及び住居ごとに区分所有者が存在し、その議決権数は279にのぼる(平成27年6月センターまちや管理組合通常総会時点)。

荒川区の所有部分に関しては、荒川区独自の改修計画に基づき、必要な措置を講ずることが可能であるが、建物全体を維持するため必要な躯体や共用設備等に対する大規模改修工事は、荒川区単独では実施できず、他の区分所有者との調整が必要となる。また、サニーホールにおいては、荒川区以外の区分所有者は三菱UFJ信託銀行株式会社のみであるが、これは、当初にラングウッドビルを建設した財団法人中央労働福祉センターの経営が悪化したことに伴い、ラングウッドビルの財団法人所有部分(ホテル部分)を信託財産としたことによるものである。当該信託財産に係る信託受益権は、現在、株式会社グリーンハウスが所有しているとともに、三菱UFJ信託銀行株式会社は、区分所有部分を株式会社グリーンハウスに賃貸し、株式会社グリーンハウスの100%子会社である株式会社グリーンホスピタリティーマネジメントがホテルを運営している。権利関係は複雑であるが、区分所有者である三菱UFJ信託銀行株式会社は信託財産及び信

託受益権の管理を行うのみであり、現在の実質的な所有者は、信託受益権を所有し、かつ子会社にホテルを運営させている株式会社グリーンハウスとすることができる。

ラングウッドビルは、昭和63年12月の竣工から約28年の期間が経過しており、今後も施設を良好に稼働させるためには、建物の躯体や排水設備を含む共有設備等に対する大規模改修工事が必要となってくる。現在の信託契約期間は平成31年8月30日までで終了することから、その後の施設管理の方向性に関しては、現状、明確になっていないが、ホテルを運営する株式会社グリーンハウスの意向に大きく影響を受けるものと考えられる。まずは、荒川区として、将来的なサニーホールの必要性を再検討し、その位置付けを明確にした上で、区分所有者である三菱UFJ信託銀行株式会社及び実質的な所有者と言える株式会社グリーンハウスと、どのような方針で大規模改修工事等に関する協議を行っていくのか、荒川区としての基本方針を定める必要がある。

一方、ムーブ町屋においても、平成8年の竣工から約20年の期間が経過しており、将来的な施設管理の方針を定める時期に来ている。サニーホールと異なり再開発ビルであることから、継続的に、センターまちや管理組合が施設管理も含めた意思決定主体となるものであるが、区分所有者が多数にのぼることから、合意形成に時間が係ることも想定される。サニーホールと同様に、まずは、どのような方針で大規模改修工事等に関する協議を行っていくのか、荒川区としての基本方針を定める必要がある。また、センターまちや管理組合においては、特別修繕積立金の積立や共用設備を含む施設の修繕・改修工事を行っており、通常総会には、所管課の課長が出席している。当該工事の内容や積立金の積立額等が、長期的な観点からの予防保全に資するものとなっているのか等についても検証し、区分所有者の立場で意見を表明していくことが必要なものとする。